



Transparency Report 2018

1. トップマネジメントからのメッセージ

私たち、あずさ監査法人は、KPMGのメンバー・ファームの一員として、“Inspire Confidence, Empower Change”（社会に信頼を、変革に力を）というPurpose（存在意義）をグローバルベースで共有しています。このPurposeに基づき、監査および会計サービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、持続的成長に向けた企業や社会の変革を支援していきたいと考えています。

AZSA Quality 2018本編では、あずさ監査法人として監査品質向上への取組を紹介していますが、その監査品質は、KPMGとしてグローバルで一貫した監査品質の基盤の上に成立っています。この別冊では、KPMGとしての監査品質確保の体制について、補足的にご紹介します。

2. あずさ監査法人とは

2.1 業務内容

あずさ監査法人は、全国主要都市に約6,000名の人員を擁し、監査や保証業務をはじめ、アカウントティングアドバイザー、金融関連アドバイザー、IT関連アドバイザー、企業成長支援アドバイザー、PSアドバイザーを提供しています。

また、金融、製造、流通・小売業、情報・通信・メディア、パブリックセクター、エネルギー、ヘルスケアなど、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有するとともに、4大国際会計事務所のひとつであるKPMGインターナショナルのメンバー・ファームとして、155カ国に広がるネットワークを通じ、グローバルな視点からクライアントを支援しています。

2.2 経営戦略

あずさ監査法人は、監査および会計サービスを通じて情報の信頼性を確立するとともに、持続的成長に向けた企業や社会の変革を支援していくことが、私たちの変わることのない使命だと考えています。その使命を果たすため、私たちが目指す姿「社会、クライアント、関係する人々から常に選ばれる存在であること（The Clear Choice）」と定め、それを実現するための戦略を策定しています。

3. あずさ監査法人の組織構造とガバナンス

3.1 法的形態

あずさ監査法人はスイスの組織体であるKPMG International Cooperative (KPMGインターナショナル) に加盟しています。KPMGインターナショナルは、KPMGネットワークの全メンバー・ファームが加盟している事業体です。KPMGインターナショナルおよび当監査法人との関係性を含めたその活動に関する詳細についてはKPMGインターナショナルのTransparency Reportの添付1に記載されています（リンク貼付）。

あずさ監査法人は専門的なサービスを提供するメンバー・ファームにより構成されるグローバルネットワークの一員であり、公共部門や民間部門の幅広い組織に監査業務及びアドバイザーサービスを提供しています。KPMGインターナショナルの構造は、メンバー・ファームの事業場所を問わず、サービスクオリティの一貫性を支援し合意されたvalueを遵守するよう整備されています。

あずさ監査法人は、公認会計士法第1条の3第4項に定める有限責任監査法人です。

2018年6月末現在の社員数は603名です（2017年6月末付 614名）。主要な関係会社の法的構造、適用される規制、業務内容、業務領域などについては、添付資料を参照してください。

3.2 名称、所有形態、法的な関係

KPMGはKPMGインターナショナルの登録商標であり、KPMGという名称がメンバー・ファームの名称に付けられています。メンバー・ファームがKPMGの名前とマークを使用する権利は、KPMGインターナショナルとの契約に含まれています。

メンバー・ファームは、通常各国において所有され経営されており、

各メンバー・ファームは、それぞれのファームにおける義務と責任を負っています。

KPMGインターナショナルおよびその他のメンバー・ファームは、他のメンバー・ファームの義務または責任を負いません。

メンバー・ファームは複数の法人を別々に構成することがありますが、この場合、特段の合意がない限り、それぞれのメンバー・ファームはそれぞれのファームにおける義務および責任についてのみ責任を負います。

3.3 メンバー・ファームの責任と義務

KPMGインターナショナルとの合意により、各メンバー・ファームは、KPMGインターナショナルの方針および規則を遵守する義務を負っています。それらの方針および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用や、KPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各メンバー・ファームは、KPMG共通の価値観である「KPMG Values」を共有しています（4.1参照）。

KPMGインターナショナルの活動は、各メンバー・ファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、グローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。なお、KPMGインターナショナルの方針や規則を遵守しない場合やKPMGインターナショナルに対して負うその他の義務を遵守しない場合には、KPMGのメンバー・ファームとしての地位およびKPMGネットワークへの加盟が停止されることがあります。

■ガバナンス体制

あずさ監査法人の組織体制は、最高決定機関である社員会、法人経営に関する意思決定機関である専務理事会と執行機関である執行理事会で構成されており、さらに、法人経営を監視するため、経営監視委員会及び独立性を有する監視機関である公益監視委員会を設置しています。

また、上級審査会を設置して、監査意見について必要な審査を行っています。

経営/執行の役割を担う理事長、専務理事および執行理事、並びに監督・評価の役割を担う経営監視委員は、パートナー全員による直接選挙により選出されます。

主要機関についての詳細は、以下の通りです(2018年6月30日現在)。

社員会

出資者であるパートナー全員で構成され、最高決議機関として、監査法人の重要事項を決議します。定時開催は年に4回。

専務理事会

理事長と専務理事で構成され、法人経営に関する方針や重要事項の意思決定を行い、執行理事に業務の執行を指示します。毎月1回以上開催。

執行理事会

専務理事会での決定事項を適切に執行し、業務執行に関する課題を共有する目的で、理事長の主宰により開催されます。毎月1回開催。

上級審査会

専務理事会の推薦に基づき社員会で決定された上級審査会会長および上級審査会会長が指名し専務理事会で選任された上級審査会副会長により構成され、監査証明業務に係る法人全体の審査の基本方針の策定、拠点審査会でより慎重な判断が必要と結論付けられた監査上の論点や所定の受審要件に該当する重要な監査上の論点について、法人としての監査意見に関する最終判断を行います。

上級審査案件が生じた都度開催されるほか、法人の審査制度に係る意思決定、上級審査における審議事項の情報共有等を目的にした会議が少なくとも毎月1回開催される。

経営監視委員会

経営/執行に携わらないパートナーである経営監視委員により構成され、経営の監視と監査品質向上のための取組の実効性を評価します。毎月1回開催。

公益監視委員会

独立性を有する外部委員及び内部委員により構成され、公益性の観点から、法人の経営を監視します。そのため、法人の重要な活動および事案について経営監視委員会から報告を受けるとともに、理事長または専務理事との討議を実施します。また、役職候補者審査委員会、監査委員会および報酬諮問委員会による監督・評価のプロセスが適切に運用されているかも含めて経営監視委員会の監督・評価についても監視します。毎月1回開催。

4. 当監査法人の品質管理システム

■概要

当監査法人は、適用される職業的専門家としての基準及び適用される法令等、すなわち当監査法人がメンバー・ファームとなっているKPMGインターナショナルの方針及び手続、企業会計審議会が公表する監査基準及び監査に関する品質管理基準、日本公認会計士協会(JICPA)が公表する監査に関する委員会報告書等、公認会計士法、会社法、金融商品取引法などの関係法令、JICPAが公表する倫理規則、独立性に関する指針など、関連する規定等に準拠するように整備しています。

強固で、一貫性のある品質管理体制は、高品質の監査を行うために不可欠になります。

そこで、KPMGは、すべてのメンバー・ファームに適用される品質管理の方針を定めGlobal Quality & Risk Management Manual (Global O&RM Manual)として制定し、専門要員(当監査法人に所属するパートナー及び専門職員全体をいいます)が利用可能な状況にしています。これらの方針及び手続は、メンバー・ファームが関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守し、状況に応じた適切な報告書を発行する際の支援となるように整備されています。さらに、メンバー・ファームの専門要員が誠実性及び客観性を持って行動し、勤勉に自らの業務を遂行できるように整備されています。

また、これらの方針は、メンバー・ファームが法定監査及びその他の保証業務並びにその関連するサービス業務を実施する際に関係する、国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB))が発行した国際品質管理基準第1号(International Standard on Quality Control 1 (ISQC1))及び国際会計士倫理基準審議会(International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA))が発行した倫理規則(Code of Ethics)に基

づいて定められています。

あずさ監査法人は、適用される職業的専門家としての基準及び適用される法令等、すなわち当監査法人がメンバー・ファームとなっているKPMGインターナショナルの方針及び手続、金融庁、JICPA、およびその他の関連規制当局が公表する規定および基準並びに適用される法令等に準拠するように整備しています。

職業倫理及び独立性に関する方針を含む品質管理の方針に変更がある場合、その内容は品質管理及びリスクマネジメントに関するお知らせに含まれ、電子メールで発信されます。

当監査法人は、その変更内容を当監査法人の品質管理体制に反映する必要があります。この変更については、適切に対応しているかどうか、内部の検査において確認がなされます。

当監査法人のすべての専門要員は、品質管理及びリスクマネジメントに関する責任を負います。この責任には、日々の活動を遂行するに当たって、当監査法人の方針及び手続を理解し、かつ遵守することが含まれます。品質管理に関する方針は、所在地を問わず、KPMG職員に適用されます。

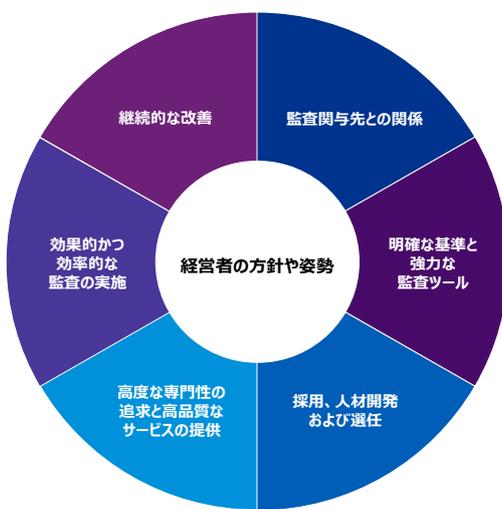
なお、当監査法人の品質管理のプロセスは監査業務以外のアドバイザリー業務にも適用されるものですが、本報告書においては高品質な監査の提供という観点に重点を置いて説明しています。

■監査品質の枠組みについて

当監査法人では、監査品質を、単に適切な意見を表明することだけでなく、意見を表明するに至った過程を含むものと考え、これには監査報告書の発行に至ったプロセス、判断及び誠実性等が該当します。当監査法人は、関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠し、適切かつ独立した立場からの意見を提供することが

高品質の監査の成果であると考えています。

すべての専門要員が、高品質の監査を提供するために求められる基本的なスキルの保持や行為に集中することができるよう、KPMGインターナショナルは監査の品質の枠組み（Audit Quality Framework）を構築しました。この枠組みはあずさ監査法人を含め高品質な監査を推進するためのすべてのKPMGメンバー・ファームに共通の言語であり、それぞれのKPMGメンバー・ファームの専門要員が高品質な監査の提供にどのように貢献できるかについて、言及しているものです。経営者の方針や姿勢は、以下の7つの推進要因の中核をなすものであり、KPMGネットワークファーム内に正しい行動を確実に浸透させることに資するものです。適切な経営者の方針や姿勢は、当監査法人の品質管理体制におけるその他の重要な部分のすべてを好循環させ、監査の品質の枠組みの各推進要因は他の推進要因を補強します。以下、当監査法人の品質管理体制の主要な推進要因について説明します。



4.1 経営者の方針や姿勢

KPMGインターナショナル及びKPMGメンバー・ファームの組織文化は、Valueや品質管理に係る方針及び手続によって支えられていますが、この組織文化に従うことで、監査に関する正しい姿勢や行動につながるようになります。あずさ監査法人では、構成員間で円滑なコミュニケーションが図れる風通しのよい組織文化を醸成していますが、このような組織文化を我々の強みとして考えています。経営者の方針や姿勢とは、当監査法人の理事長をはじめとする経営者が、品質、倫理及び誠実性について責任をもって取組むとともに、その取組みを構成員を含む様々な利害関係者に対して明確に伝えるというものです。誠実性は、利害関係者が期待し依拠する最も重要な特性であり、また、KPMGの主要なValueであります。当監査法人は、何より、誠実性をもって行動します。誠実性とは、高い専門的規範を維持し、独立性を厳格に維持しつつも、監査関与先に健全で質の高いアドバイスを提供することです。当監査法人のValueは何年にもわたって明示的に成文化され、労働慣行や当監査法人のValueに基づくコンプライアンス・カルチャー（法令遵守の風土）に組み込まれており、組織文化の基盤を形成し経営者の方針や姿勢を定めています。また、当監査法人の監査アプローチの基盤及び当監査法人の協力体制も形成しています。当監査法人の構成員に対し当監査法人のValueを明確に伝達し、入社時、業績評価、報酬などの評価プロセスにも当監査法人のValueを網羅しています。

■倫理規範

KPMG Valuesの構築がKPMGインターナショナルのグローバル行動規範であり、あずさ監査法人を含めメンバー・ファームは少なくともこのグローバル行動規範を採用する義務があります。当監査法人は、KPMG Valuesを組み込んだ倫理規範を作成していますが、その行動規範にはすべての構成員に要求される倫理行動規範を盛り込んでいます。

この倫理行動規範では、倫理に係る原則を定め、当監査法人の構成員がこの原則を理解できるようにしています。さらに、行動規範は、構成員それぞれが、適用される法的、職業的な基準、および倫理規則に従う必要があることを強調しています。

これには以下のような内容が含まれます。

- 適用されるすべての法律、規則および当監査法人の内部規程を遵守すること
- 当監査法人の構成員、監査関与先、第三者が行った違法行為を報告すること
- KPMGの方針の違反を報告すること
- 高度な守秘義務を保持すること
- 贈収賄に係わるいかなる行為を行わないこと（直接的であれ仲介者としての立場のいずれであれ）

あずさ監査法人の全構成員は、次のことが義務付けられています。

- 入社時、その後は毎年、行動規範の理解および遵守を確認すること
- 入社時、その後は半年ごとに、行動規範についての研修を受講すること

当監査法人の構成員は、当監査法人のValueまたは職業的専門家としての責任に相反する態度や行動を目にした場合、懸念を提起することが奨励されています。また、KPMGの方針、法令および職業的専門家としての基準の違反を目にした場合は、懸念を提起することが義務付けられています。

当監査法人には、当監査法人の構成員が職業倫理及び品質管理に関する問題を報告できるように伝達に関する手続および確立された手段があります。善意により報告を行った個人が、懸念が最終的に立証されるか否かを問わず、不利な影響を受けることは一切ありません。さらに、KPMGインターナショナル・ホットライン（[KPMG International hotline](#)）を設けています。このホットラインはKPMGの構成員、メンバー・ファームの関与先並びにその他の外部当事者が利用することができ、KPMGインターナショナル、KPMGメンバー・ファーム、その構成員や経営者層の行動規範に反する行為等を匿名で報告することができます。あずさ監査法人では、Global People Survey（4.4.6を参照）により、当監査法人の構成員が当監査法人のValueをどの程度実践しているかを定期的に監視しています。

4.1.1 品質管理・リスクマネジメントを担当する専務理事

当監査法人は、品質、倫理及び誠実性について責任をもって取組むとともに、関与先、利害関係者、社会に対してその取組みを伝えます。経営者は、適切な方針や姿勢を設定するにあたり重要な役割を果たしており、職業的専門家としての優秀さの最高基準を満たすために揺るぎない努力をし、主要な取組を支援しています。

当監査法人の理事長をはじめとする経営陣は、書面とビデオのコミュニケーション、チームへのプレゼンテーション、一對一の議論などを通じて、品質だけでなく、倫理及び誠実性を重視する風土の醸成に取り組んでいます。当監査法人における品質管理とリスク管理に係る経営陣は次のとおりです。

理事長

監査に関する品質管理基準及び品質管理基準委員会報告書第1号の規定に準拠し、当監査法人の理事長は、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っています。

専務理事（品質管理統轄）

当監査法人における品質管理及びリスクマネジメントに関する体制の整備・運用上の責任は、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事に委譲され、当監査法人の全般的な品質管理及びリスクマネジメントに関する方針の策定及び遵守状況の監視について責任を負っています。

理事長及び品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事は、品質管理に関する方針及び手続並びに監査証明業務の品質を重視する行動及びメッセージについて、法人内の各会議やニューズレター等で伝達しています。

各業務レベルの品質管理及びリスクマネジメントについては、最終的にパートナーが責任を負っています。

4.2 監査関与先との関係

4.2.1 監査契約の新規の締結および更新

監査関与先との監査契約の新規の締結及び更新に関する厳格な方針及び手続は、KPMGの評判及びそのブランドの維持を促進しており、当監査法人が高品質な職業的専門家としてのサービスを提供するために不可欠なものであり、KPMGはすべてのメンバー・ファームが監査関与先との監査契約を締結又は継続するか否か、また、特定の業務を実施するかどうかを判断するための方針や手続を構築しています。

4.2.2 新規受嘱時の評価プロセス

当監査法人は、すべての新規受嘱予定の関与先及びエンゲージメントの評価を行います。

これには、関与先の事業やその他関連する事項の評価や、関与先の背景調査や経営者の評価や主要な株主に係る評価が含まれます。

重要な領域は、経営者層の誠実性であり、法令・諸規則の違反、贈収賄・汚職防止、人権を含めた倫理的商習慣を特に考慮することになります。

新規関与先及びエンゲージメントの評価プロセスにおいては、評価を行うパートナーとは別のパートナーが新規受嘱予定の関与先及びエンゲージメントの評価について承認を行います。

リスクが高いと評価される場合はリスクマネジメントパートナーが承認に関与しますが、これに加えて事務所長や品質管理・リスクマネジメントを統括する専務理事が承認に関与することもあります。

エンゲージメントの評価

新規受嘱予定のエンゲージメントに関する潜在的リスクを特定するために、すべてのエンゲージメントの評価が行われます。この評価においては幅広い要因について検討を行います。たとえば、「センチネル」というKPMGの利益相反及び独立性に関する確認システムを用いた潜在的な独立性及び利益相反の問題や、監査サービスを含む契約の種類に特有の諸要因、関与先の財務管理チームの能力、監査チームメンバーの経験や能力等を検討しています。この評価は、必ず監査法人の他の上級職員と協議の上、実施され、必要に応じて、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事によりレビューされます。監査サービスを初めて提供する場合、業務を受嘱予定の監査チームは、当該関与先に既に提供された非監査サービスやその他の関連する事業および人的関係をレビューする等、独立性を評価するための追加手続を実施することが要求されています。

監査関与先が上場した場合や、追加的な独立性規則が適用される場合も同様に、独立性を評価するための追加手続を実施する必要があります。

ります。当監査法人は上場した新規の監査関与先に対する独立性の阻害要因の有無の確認や、独立性の評価を行うことを定め（4.3.2.7に詳述）、これに従った手続を実施しています。

新規受嘱予定関与先及びエンゲージメントに対する総合的なリスク評価に応じて、識別したリスクを低減させるために追加的にセーフガードを適用することがあります。すべての潜在的な独立性又は利益相反の問題を、文書化し、受嘱前に解決することが義務付けられています。

職業的専門家としての基準及び適用される法令等並びに当監査法人の方針に照らして潜在的な独立性若しくは利益相反の問題が解決できない場合、それらのリスクを適切に低減させることができない場合又はその他重要な品質上の問題やリスクが存在する場合、当監査法人は、新規関与先又は新規エンゲージメントの受嘱は行わないこととしています。

4.2.3 契約の更新プロセス

必ず監査法人は、すべての監査関与先に対して少なくとも1年に1度の頻度でリスクの再評価を行っています。再評価にあたり、継続的な関与に関するあらゆる問題を特定し、その問題に対応するために実施すべきあらゆる軽減手続を特定します。

また、非監査証明業務の継続もしくは長期契約についても再評価の対象としています。また、監査関与先及びエンゲージメントのリスク要因に変化の兆候がある場合にも、当該監査関与先及びエンゲージメントに関する再評価を行います。

4.2.4 契約の解約

関与先との関係を解消すべきとする情報を入手した場合、当監査法人では、内部の協議を経て、必要な法的手続きなどの必要性を検討します。また、必要に応じて、関与先の統治責任者との協議や、その他の適切な規制当局への連絡を行う場合があります。

4.2.5 監査関与先のポートフォリオ・マネジメント

当監査法人は、それぞれの業務において自らの役割を果たすために適切な能力、資質、時間及び権限を有している業務執行社員を選任します。

4.3 明確な基準と強力な監査ツール

必ず監査法人の専門要員は、独立性に関する方針を含めたKPMGインターナショナルや当監査法人が定めた方針及び手続を遵守することが求められており、当監査法人は専門要員がこれらの方針や手続に準拠することを支援するさまざまなツールを提供しています。監査に関して定めた方針及び手続は、会計、監査、職業倫理及び品質管理に関する基準並びに関連する法令等の規定に準拠しています。

4.3.1 監査メソドロジーと監査ツール

KPMGは、監査に関するKPMGの基準及びツールを完全かつ最新のものに維持するために、充分なリソースを投じています。

Global Service Centre (GSC) が開発したグローバル監査メソドロジーは、国際監査基準の要求事項に準拠しています。このグローバル監査メソドロジーは、KPMG監査マニュアル (KAM) に示されており、KAMには国際監査基準に規定されている要求事項のみならず、監査の品質を維持、向上するための追加的な要求事項も規定されています。当監査法人は、我が国の職業的専門家としての基準及び適用される法令等の要求事項に従うために、我が国固有の要求事項や指針等をKAMに追加しています。

グローバル監査メソドロジーを支援するツールとして、電子的監査ツールであるeAuditが導入されています。eAuditは高品質な監査を実施するために必要なメソドロジー、ガイダンス及び産業に対する

知識を監査チームに提供するものです。

eAuditのアクティビティ・ベースのワークフローは、監査チームが監査の過程において、適時に関連情報に対して容易にアクセスすることを可能にしています。その結果、有効性、効率性が向上し、利害関係者にとっても価値ある監査を提供するものとなっています。

KAMには特に、重要な虚偽表示リスクを識別し評価することを目的とした手続及び評価したリスクに対応するための事例やガイダンスが定められています。

また、グローバル監査メソッドロジーは、適切な場合には専門家の利用を推奨しており、同時に一定の規準を満たす場合や監査チームが適切と考える場合には監査チームの主要なメンバーとして特定の専門家を関与させることを要求しています。

KAMには、関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等並びにKPMGインターナショナルの方針の要求事項に準拠し合理的保証を提供する品質管理の手続が定められており、監査証明業務ごとにその実施が要求されています。

KAMに定められている方針及び手続は、監査に特有のものであり、KPMGのすべてのメンバー・ファーム、部門及び専門要員に適用されるKPMGのグローバル・クオリティ・リスクマネジメントQ&RM・マニュアル（Global Quality and Risk Management manual）に規定されている方針及び手続を補完するものです。

4.3.2 独立性、誠実性、倫理および客観性

4.3.2.1 概要

KPMGは、IESBAの倫理規定に沿う形で、グローバル共通の独立性に関する詳細な方針を策定しグローバル・クオリティ・リスクマネジメント・マニュアル（Global Quality and Risk Management manual）として制定しています。また、これらの規程に準拠する為、自動化されたツールを活用しています。当監査法人では、このグローバル・クオリティ・リスクマネジメント・マニュアル、公認会計士法その他関連法令、JICPAの倫理に関する規定等を反映した内部規程を設けています。これらの方針及びプロセスは、法人の独立性、個人レベルでの独立性、法人の経済的利害関係、退職後の関係、パートナー・ローテーション、監査関与先への非監査証明業務の提供の承認等の領域を対象としています。

KPMGインターナショナルには、Global Independence Groupの責任者がおり、厳格かつ一貫した独立性の方針及び手続がKPMGメンバー・ファームにおいて確実に実施され、またこれらの必要要件をKPMGインターナショナル及びその構成員が遵守するためのツールを確実に利用できるように、独立性の専門家を中心とした部門を組成しています。

当監査法人では、厳格かつ一貫した倫理及び独立性に関する方針及び手続が必ず監査法人において適用されることを確保するために、倫理独立性パートナーを指名しています。

KPMGインターナショナルの定める倫理及び独立性に関する方針に変更があった場合には、その内容を、品質管理およびリスクに関する通達やお知らせなどにより法人全体に発信しています。

各メンバー・ファームは、当該変更に対応する必要がある、この対応状況は、内部検査において確認されます。

当監査法人の定める内部規程への遵守状況についてはEIPに相談することとされています。

4.3.2.2 個人の金銭的利害関係

KPMGインターナショナルの方針は、各KPMGメンバー・ファーム及びその専門要員が、監査関与先やその経営者層、主要株主との関係において、禁止される関係を持つことを禁止しています。当法人の方針では、KPMGの全メンバー・ファームのパートナー及びマネジャー以上の職員に対して、KPMGのすべての監査関与先への投資に関する規

制を設けています。これはIESBAの倫理規定より厳格なものです。

当監査法人の専門要員は、独立性の観点から制限される個人的な金銭的利害関係、ビジネス上の関係又は身分的利害関係がないことを確認する責任を負っています。

当監査法人では、他のKPMGのメンバー・ファーム同様、専門要員が投資に関する独立性の方針を遵守していることを確保するために、ウェブを基盤とする独立性に関する自動追跡システム（KICS）を利用しています。

この追跡システムには、一般に取得可能な投資が記録されています。マネジャー以上の役職者及びクライアント対応の構成員は、投資を行う前に、この追跡システムを用いて当該投資の実行が可能かどうかを確認することが要求されています。それと同時に、自らと家族の投資をこの追跡システムに記録することが要求されており、投資契約の締結後に当該投資が制限された場合には、自動的に通知されるようになっています。通知があった場合には5営業日以内に当該投資を処分する必要があります。

当監査法人は、サンプル・ベースで個人の独立性の定期的な調査を実施することによって、独立性に関する遵守状況を監視しています。

4.3.2.3 雇用関係

監査関与先に業務を提供する当監査法人の専門要員は、関与先と雇用に関する交渉を始める意向がある場合には、当監査法人の倫理独立性パートナー、監査責任者、人事部門等にその旨を通知することが要求されています。

当監査法人のパートナー等であった者、又は監査チームメンバーであった者が監査関与先及びその関連企業等の役員等に就く場合、当監査法人との金銭的利害関係及び専門業務への関与等をすべて終了させる必要があります。

主要な担当社員等や当監査法人のChain of Commandに該当する者は、一定の期間が経過するまで、社会的影響度の高い事業体に該当する全ての監査関与先及びその関連企業等の役員等に就くことはできません。

監査関与先との雇用関係に関する独立性規則を法人内に周知するとともに、その順守状況を監視しています。

4.3.2.4 法人単位の金銭的利害関係

当監査法人では、法人自体の有する投資についてKICSを利用し、法人の退職年金基金の運用先などの情報を登録しています。

この登録内容についても、定期的な調査を実施することによって、独立性に関する遵守状況を監視しています。

4.3.2.5 ビジネス上の関係/サプライヤー

当監査法人は、ビジネス上の関係がIESBAの倫理規定、公認会計士法、JICPAの倫理に関する規定、また、SEC、PCAOBのルール等を遵守していることを確かめるための方針及び手続を定めています。

4.3.2.6 独立性確認手続

当監査法人は、社会的影響度の高い事業体に対して新たに監査業務を提供する際、独立性に関する手続を実施し、独立性の阻害要因の有無及びその評価を行うことを定めている。この独立性確認手続は、新たに監査業務を受嘱する前に完了しなければなりません。

4.3.2.7 独立性の研修および確認

当監査法人は、すべての関連する構成員（すべての専門要員を含みまず）に対し、職位や部門に応じた年次での独立性研修の受講を義務付けており、この研修は新規入社時にも受講が義務付けられています。新規入所者については、当監査法人に入社後30日以内、もしくは、監査関与先との関係会社で監査業務を行う前、またはChain of Command

の一員になる前のいずれか早い段階で研修を受講する必要があります。当監査法人では、少なくとも2年に1度、贈収賄・汚職防止を含む倫理規範に関する研修を始め、法令、規則、職業的専門家としての基準への遵守、また、違法行為への対応やKPMGの規程に関する研修を受講する必要があります。また、新規に入社した者に関しては、入社してから3か月以内に終了することが要求されます。

当監査法人への入社において、すべての者は、倫理及び独立性に関する規則に遵守しているか確認する必要があります。

その後、KPMG専門要員及びマネジャー以上の事務職員は、年度を通じて倫理及び独立性に関する方針を遵守し続けていること及び適用される行動規範を理解し遵守していることの年次確認が要求されています。この確認書面は、本人の独立性関連規則を理解し遵守していることの証左となります。

4.3.2.8 非監査証明業務

当監査法人は、IESBAの倫理規定や、その他関係する法令等に合致した監査関与先に提供可能なサービスの範囲に関する方針を有しています。

当監査法人は、新規非監査業務を提供する際、踏まなければならないプロセスや手続を構築し、維持することが義務付けられています。EIPはこのプロセスに関与し、非監査業務の監視を行っています。複数の管轄税務地域において監査又は保証業務関与先に提供される監視活動の中で、独立性規則との関係上、検討すべき業務が検出された場合には、Global Independence Groupの関与を求めることがあります。利益相反の可能性のある取引を検出することに加え、センチネルによって、上記の方針への遵守を促進しています。

KPMGのメンバー・ファームのすべての業務において、実際に業務を開始する前に、センチネル・システムに業務内容や報酬額などの情報を入力することが要求されています。

監査責任者は、上場企業等の監査関与先及びその関係会社の情報を、センチネル・システムに登録・維持し、非監査証明業務の提供から生じる独立性の脅威を特定する必要があります。また、これに関連する脅威を低減するためのセーフガードの適用を検討することが可能となります。

センチネルにより、監査責任者は、世界中のメンバー・ファームから監査関与先及びその関係会社に対して提案されている業務の内容をレビュー、承認又は却下することができます。

4.3.2.9 報酬依存度

KPMGインターナショナルの方針は、監査意見を表明するメンバー・ファームの総収入のうち特定の監査関与先からの報酬の占める割合が高い場合、独立性を阻害する自己利益のおそれ又は不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせることがあることを明確にしています。特に、社会的影響度の高い事業体である監査関与先及びその関連企業等からの報酬の合計金額が2年間連続でそのメンバー・ファームの総収入の10%を超える場合には、その旨をその監査関与先の統治責任者に開示することとされており、さらに、別のメンバー・ファームに審査を依頼することを要求しています。

当監査法人では、監査関与先から受け取った報酬の合計金額が直近の2年間連続して当監査法人の総収入の10%を超えているような監査関与先はありません。

4.3.2.10 利益相反

利益相反は、当監査法人等の構成員が関与先と個人的な関係を有しており、その結果、監査人の客観的な判断を棄損する恐れがあるとされる状況や、その個人的な関係から他の当事者が行う取引に係る機密情報を有しているような状況を指します。このような状況が発生した場合には、法人のRMPやEIPに相談する必要があります。

KPMGメンバー・ファーム及び構成員は、監査人の客観的な判断を棄損する恐れがあるような利益相反となる取引を特定し管理する責任があります。

KPMGの全メンバー・ファームは当監査法人内及びメンバー・ファーム間の潜在的利益相反を識別かつ管理するためにセンチネルを使用することが義務付けられています。当監査法人には、識別した潜在的利益相反を審査し、影響を受けるメンバー・ファームと協力して解決する責任を担っているリスク管理者（リゾルバー）がおり、結果については文書化しておく必要があります。

関与先の機密情報を管理する目的で、利益相反が生じる可能性を統制するための特定の手続を適用する場合があります。当該手続には、たとえば、異なる関与先にサービスを提供しているチーム間に情報障壁を設置し、かつ当該障壁の運用状況を監視する等があります。利益相反に関する対応について当事者間の合意が取れない場合には、そのためのエスカレーション手続等が存在します。潜在的利益相反の問題が解決できない場合には、当該契約を辞退又は解除することになります。

4.3.2.11 独立性規則に対する違反

全ての構成員は、独立性規則に対する違反事項を認識した場合、速やかに報告する必要があります。

財産調査や年次調査の結果、独立性規則に対する違反事項が検出された場合には、法人の処分委員会の処罰の対象となります。

当監査法人では独立性規則に対する違反について方針を定め、当該方針を全ての構成員に周知するとともに、全ての違反事項に対して適用し、違反の程度に応じた処分を設けています。

独立性規則に対する違反は、監査関与先の統治責任者との合意内容に従って、統治責任者に報告されます。

4.3.2.12 法令・諸規制の遵守および、贈収賄や汚職の防止

当監査法人にとって、法令・諸規制の遵守及び、贈収賄や汚職の防止を遵守することは重要な側面であり、贈収賄や汚職については、いかなる違反も許容しません。

また、たとえ適用される法令や現地の実務慣行において許容されている場合においても、いかなる贈収賄に関与することを禁止しています。

関与先、取引業者、公務員などの第三者による贈収賄も許容しない姿勢をとっています。

KPMGインターナショナルの贈収賄・汚職防止に関する詳細はこちらをご覧ください ([anti-bribery and corruption site](#))。

4.3.2.13 監査証明業務に関与するパートナーのローテーション

パートナー・ローテーション

当監査法人のパートナー・ローテーションに関する方針は、公認会計士法及びJICPAの倫理規則等に整合しており、SECルール等、より厳格なルールがあればそれに従うように定められています。

当監査法人のパートナーは、法令や独立性等に関する諸規則及び当監査法人（KPMGインターナショナルの方針を含む）の方針において定められる、監査証明業務に関与するパートナーの最長関与期間に係る制限を受けます。

この規制は、パートナーの監査関与先に関する関与年数に制約を設けています。当該パートナーは、関与が外れた後のクーリングオフ期間中において、従前の監査関与先について引き続き監査に携わること、審査員に就任する事、専門的な見解などの問い合わせに係ること、監査の結果に影響を及ぼすことは禁じられています。

当監査法人では、パートナー（監査業務の主要な担当社員等や審査員を含む）のローテーション状況を監視しており、それはまた監査関与先に対して一貫した品質のサービスを提供可能とするようなパート

ナーの交替計画を立案することにも資するものとなっています。
パートナー・ローテーションの監視状況は法人内外の品質管理レビューの対象となります。

4.4 採用、人材開発および選任

高品質な監査の推進要因（ドライバー）の1つに、担当する監査関与先に適し、高品質な監査を行うための能力、経験、情熱及び目的を有した専門要員の選任があります。

これを実現するためには、専門要員の適切な採用、人材開発、昇進制度、人事管理のプロセスが必要となります。

KPMGのValueに結びつくグローバルな行動指針は、構成員個人だけではなく、法人全体として成果を残すために策定されています。グローバルの行動指針の1つとして「高品質な業務の提供」が挙げられます。

4.4.1 採用

あずさ監査法人は選ばれる存在であることを目指し、当監査法人の構成員がその可能性を十分に発揮し、誇りと意欲をもって最善を尽くせる環境を作っています。

専門要員への志望者全員が履歴書を提出することが要求されており、さまざまな選考プロセスを経て雇用されます。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する数名のインタビュー、心理・能力検査からなります。

当監査法人は、候補者の前雇用者に関するいかなる機密情報も受け取ることはありません。上級職員の採用については、候補者と倫理独立性パートナーの間で独立性に関する協議が行われます。パートナーの採用は、専務理事会、社員会等での承認、決議等の厳格なプロセスを経ることとなっています。

パートナー採用の基準は我々が保持すべきプロフェッショナリズム、誠実性、品質、選ばれる存在であることなどの要素と整合するものであり、KPMGの行動様式、品質重視の原則と厳格な一貫性をもつものです。

4.4.2 人材開発

専門要員は、その全員が高品質な業務を実施するため、専門的能力に加えて必要なビジネス及びリーダーシップのスキルを有していることが重要です。

監査に関して、当監査法人は、専門要員に対して、監査におけるキャリア・アップの基盤を形成するスキル、行動や態度及び個人的資質を開発するための機会を提供しています。これには自己能力開発を高め、専門的スキル、リーダーシップ・スキル及びビジネス・スキルを開発するさまざまなコースがあります。

また、当監査法人は、オン・ザ・ジョブによるコーチング及びメンタリングの活用、ストレッチ・アサインメント（能力が試される業務を担当すること）、グローバルベースでの異動の機会を介して、当監査法人の構成員が高い成果を実現できるようにしています。

4.4.3 多様性への対応について

当監査法人は多様性を促進するために尽力しています。多様性を認めることにより、当監査法人は、最も幅広いスキル、経験、見解を兼ね備え成功を収めたチームを一つにまとめることができます。

多様な個性を持つ一人ひとりが「高品質な業務の提供をもって監査関与先・社会に貢献する」という共通の目標に向かって、お互いの多様性（違い）を認め、活かし合いながら、高い能力を発揮し合うことを目指します。

当監査法人では、グローバル人材の育成、女性の活躍推進、出産・育児・介護との両立支援、障害者雇用の推進、ダイバーシティ対応力を鍛えて磨く風土づくり、そして在宅勤務制度の導入や働き方改革な

ど、時代に合わせた働き方の多様性や柔軟性を向上させるための環境整備の取組みを行っています。

4.4.4 品質及びコンプライアンス遵守状況を含めた評価プロセス

当監査法人のパートナーを含むすべての専門要員は、年次で目標を設定し、評価を受けています。各専門要員は、定めた目標に対する進捗・達成度合い、グローバルの行動指針をいかに実践しているか、専門技能・知識によって評価されます。同僚を含め部下や上長からの肯定的及び発展的両方のフィードバックを促進するため、継続的改善の組織文化を奨励しています。収集されたフィードバックは評価において重要な要素となります。

評価及び報酬の他に、KPMGのグローバルの行動指針は、採用方法や認識アプローチ、キャリア形成計画など当監査法人のすべての評価プロセスで使用できるよう策定されています。この行動指針は一定の基準であり、個人及び全体の成功に必要なことを当監査法人の構成員に明示しています。

当監査法人は、パートナー及びある特定の構成員に関する総括的評価、昇進、報酬の評価において、品質およびコンプライアンスの状況を監視し品質評価方法を維持しています。

また、パートナーは主な品質管理やコンプライアンスの遵守状況に関する指標に基づいて評価されます。

これらの評価は、専門要員の評価を担当するマネジャー及びパートナーにより実施されます。当監査法人の方針では、監査パートナーが、監査関与先への非監査証明業務の提供に基づき評価され、報酬を受けることを禁じています。

報酬

当監査法人では、パフォーマンス評価プロセスとリンクした明確かつ分かりやすい報酬制度及び昇進に関する方針を定めています。パートナーのパフォーマンス評価プロセスには監査品質及びコンプライアンス遵守の達成度も含まれます。これにより、当監査法人のパートナー及び構成員は何を期待されているのか及び何が得られるのかを認識することができます。

報酬の決定は、個人および組織（メンバー・ファーム）の業績両方の結果に基づきます。構成員の報酬に対する満足度は、Global People Surveyにより測定され、その結果に応じて行動計画が策定されます（4.4.6を参照）。

昇進

業績評価の結果はパートナー及び職員の昇進及び報酬、場合により彼らの今後のKPMGとの関係にも影響します。

4.4.5 パートナーへの昇格

パートナーへの昇格は、専務理事会、社員会等での承認、決議等の厳格なプロセスを経ることとなっています。

当監査法人のパートナーへ昇格するための基準は我々が保持すべきプロフェッショナリズム、誠実性、品質、選ばれる存在であることなどの要素と整合するものであり、KPMGの行動様式、品質重視の原則と厳格な一貫性をもつものです。

4.4.6 監査業務に関与する専門要員の選任

当監査法人は、監査責任者及び専門要員を特定の業務に選任するための方針を定め、当該方針に従って、チーム編成の管理単位である事務所・事業部等の責任者が選任手続を執行しています。チームの編成に関しては、各業務に必要なスキル、関連する職業的専門家としての経験及び産業の経験を備えた編成となるよう配慮しています。

事業部長は、パートナーの選任について責任を負っています。パートナーの選任に当たっては、パートナーがある年度に関与する関与先

のリストを基に、監査エンゲージメントの規模、複雑性やリスクの度合い、専門家の関与の度合いなどを考慮し、監査の実施にあたり経験や能力があるかどうかといった点が考慮されます。

監査責任者は、担当する監査チームが、KAM、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査証明業務を実施し得るだけのスピードを含めた適切な能力、法人内部の研修及び適性を有していることを確認することが要求されています。これには、当監査法人や我が国におけるメンバー・ファームの専門家及びグローバルの専門家の関与を含みます。

監査チーム全体としての期待される能力及び適性を判断する場合における監査責任者の検討事項は、以下のとおりです。

- 業務の内容と複雑さの程度が類似した監査証明業務への従事や適切な訓練を通じて得られた、監査証明業務への理解の程度とこれまでの実務経験
- 職業的専門家としての基準及び適用される法令等についての理解
- 情報技術 (IT) や特殊な領域の会計処理や監査の能力を含む、適切な専門能力
- 監査関与先が属する産業に関する知識
- 職業的専門家としての判断能力
- 当監査法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解
- 内部レビューの結果や外部検査の結果
- 当監査法人の職員からの洞察意識調査 (Global People Survey (GPS))

4.4.7 組織に対するモチベーションおよび貢献意欲

2年に一回KPMGジャパンは全構成員を対象に、外部業者による独立したGPSを実施し、あずさ監査法人に対する貢献意欲の度合いを計っています。

GPSの結果、会社への自発的な貢献意欲の度合い (Employee Engagement指標) に加え、強みや機会となりうる貢献意欲を高める領域に関する洞察を得られます。

調査結果では、機能領域、地理的領域、クラス、業務役割、性別ごとに分析を行い、職員の貢献意欲に影響を与えるカテゴリーに関し更なる洞察を得ることが可能です。

本調査はまた、経営者に対して、職員及びパートナーの監査の品質、リーダーシップ及び経営者の方針に対する姿勢に関する具体的な情報をもたらします。

当監査法人はGPSに参加し、結果をモニタリングするとともに、調査結果の公表や結果に対する取り組みなど、適切な対応を講じています。この取り組みには、以下に関するGPSの結果を監視することが含まれます。

- Leadership Behaviorとされる監査の品質や経営者の方針や姿勢
- 組織に対するモチベーション及びEmployee Engagement指標

GPSの結果は、毎年KPMGネットワークのために集計されるとともに、グローバルボードに向けて公表され、適切な対応措置について合意されます。

4.5 高度な専門性の追求と高品質なサービスの提供

当監査法人は、すべての専門要員に、専門的研修、各専門家や品質管理に関する各部署への専門的な見解の問合せにより、専門要員が必要としているサポートを提供しています。当監査法人内で適切な人材が確保できない場合には、他のメンバー・ファームに所属する熟練した専門要員のネットワークへのアクセスを提供しています。

それと同時に当監査法人の監査方針は、専門要員が選任される業務に適した知識及び経験を有していることを要求しています。

4.5.1 生涯研修戦略

生涯研修戦略は、継続的専門研修制度の要件を充足し、職業的専門家として相応しい能力の維持・向上を図る機会を提供することを目的とした方針に基づいています。

公式研修

年次研修の優先順位は、グローバル、地域レベル及び当監査法人の監査分野のLearning and Development (L&D) ステアリンググループによって決められています。研修は集合研修やeラーニング、監査人をサポートするための業務支援などを利用して提供されます。

監査分野のL&DチームはGSCの専門家、ISG及びメンバー・ファームのDepartment of Professional Practice (DPP) 等と適宜協力し、当該研修が最も高品質で、業務のパフォーマンスに役立ち、適時に提供されるものになるよう努めています。

4.5.2 IFRSおよび米国基準に基づく業務のための資格及び必須要件

資格要件

当監査法人の専門要員は、専門家としての資格保有が必要とされており、業務を実施するために必要な継続的な専門的な研修要件を満たす必要があるとされています。また、資格要件への準拠を容易にするための方針と手続を構築しています。

当監査法人では、監査、会計、産業、財務報告フレームワークに関する適切な知識並びに経験を有している監査の専門家を監査証明業務に従事させるよう取り組んでいます。

必須要件 - IFRSおよび米国基準に基づく業務

また、米国基準 (米国監査基準や米国内部統制監査を含む) 及び国際財務報告基準に基づく財務諸表の監査を実施する場合には、業務遂行に必要な専門知識や業務経験等を有するかを評価するためのガイダンスを定め、十分な専門性が担保されるような体制としています。このような体制には、パートナー、マネジャー及び審査員が関連する研修を完了し、監査チーム全体が業務を行うのに十分な経験を有す、または経験不足に対応するための適切な措置を講じることが含まれています。

4.5.3 専門家のネットワークへのアクセス

当監査法人の監査チームは、当監査法人や我が国におけるメンバー・ファームのみならず、グローバルの専門家のネットワークにもアクセスすることができます。

監査責任者は、担当する監査チームが適切なリソースと能力を有していることを確認する責任を負っています。

監査契約の新規の締結及び更新プロセスの一環として、特定の監査証明業務に専門家 (たとえば、情報技術 (IT)、税務、金融、年金、フォレンジック等) を選任する必要があるかどうか検討しています。監査チームのメンバーであり、監査業務の関与に対し全般的な責任を負う専門家は、適切に役割を果たすための能力、手腕および客観性を有しています。監査概念に関する研修は、これらの専門家に対し提供されています。

4.5.4 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、構成員間で円滑なコミュニケーションが図れる風通しのよい組織文化を醸成し、このような組織文化を我々の強みとして考え、難しい論点や議論のある論点について、専門的な見解を求めることを促しています。

監査チームが判断に困難が伴う事項や、見解が定まっていない事項

に対応するために、当監査法人は、監査上の判断の相違を解決する手続など、重要な会計・監査上の事項に関する専門的な見解の問合せ及びその文書化に関する手続を確立しています。

当監査法人では、専門要員により構成される本部組織を介して、専門的な見解の問合せに対する適切なサポートを提供しています。

当監査法人が監査基準及び会計基準についてサポートを受けることができるKPMGの機関として、グローバル・サービス・センター (Global Services Centre (GSC))、国際標準化団体 (International Standards Group (ISG))、(SEC登録企業の業務に関しては) USキャピタル・マーケット・グループ (US Capital Markets Group) 等があります。

Global Service Centre (GSC)

GSCは、KPMGグローバルの監査手法や専門要員が使用する技術ツールの開発、維持、配置を行い、効果的で効率的な監査を可能にしています。

International Standards Group (ISG)

ISGは、世界中の各地域の代表者からなるグローバルIFRS及びISAトピック・チームとともに作業し、メンバー・ファーム間でのIFRSや監査要件の解釈の統一性を推進し、対応すべき問題点を識別し、適時にグローバル・ガイダンスを作成しています。

GSC及びISGに係る詳細は、KPMG国際標準化団体の公表しているTransparency Report ([LINK](#)) を参照してください。

4.5.5 事業の理解および産業の知識の向上

監査証明業務の品質における重要な要素は、監査関与先の事業及び属する産業を詳細に理解することです。

重要な産業に関しては、当該産業に関する知見を高めるため、それぞれの産業について、グローバル監査セクターの責任者が選任されており、関連する産業の情報の提供を通じて専門要員を支援しています。この産業の情報の主要な要素は、eAudit内にインダストリー・ナレッジとして提供されています。

インダストリー・ナレッジは、産業における監査手続の例示及び典型的なリスクや会計プロセス等の情報により構成されています。また、インダストリー・オーバービューも利用することができます。インダストリー・オーバービューではeAudit内のインダストリー・ナレッジの要約だけでなく、特定の産業に関する全般的及びビジネス上の情報も提供しています。

4.6 効果的かつ効率的な監査の実施

適切な監査結果を導くことは、監査をどのように遂行するかということと同様に重要な要素となります。我々は、効果的かつ効率的な監査の実施にあたり、主な行動様式に従い、内部の方針に従うことが求められています。

4.6.1 監査の実施

当監査法人においては、KPMG国際標準化団体が開発しているeAuditという電子ツールを用いて監査を実施しています。このeAuditは、監査メソッドロジー、ガイダンス、産業に関する知識、そして監査の実施を各エンゲージメントで統合的に管理するツールを総称したものとなっています。

監査を高い品質とするため、以下の要素を遵守する事が重要となります。

- 監査責任者やマネジャーの適時の関与
- 適切な知見を持つ者の関与、専門家、適切な内部資格を保有する者や、特定産業への経験を持つ者の関与
- 監査証拠の十分な検討

- 専門家としての判断や懐疑心の発揮
- 継続的な監督やレビュー
- 監査結果の文書化
- 審査員などによる、厳格なレビュー

4.6.1.1 監査責任者やマネジャーの適時の関与

各年度の監査に関する重要な監査リスクを識別し対応するため、監査チームは、監査関与先の事業、財政状態及び監査関与先が置かれている環境を理解することが必要です。

監査責任者は、監査業務に関する指示、監督及び結果責任を負っており、それゆえに監査業務の品質全体についての責任を負っています。監査プロセスに対して監査責任者が監査の計画段階から関与しリーダーシップをとることにより、監査に関する適切な範囲及び姿勢を定めることが可能となり、かつ監査チームがパートナーの経験及びスキルを最大限に活用することが可能となります。監査証明業務のその他の段階でパートナーが適時に関与することにより、監査上の判断を要する重要な領域、特別な検討を必要とするリスク等、当該監査証明業務における重要な事項を識別し、適切に対応することが可能です。

監査責任者は最終的な監査意見や、監査において検出された重要事項及び到達した結論に関連する調書について査閲する責任を負っています。

エンゲージメント・マネジャーは、パートナーの諸々の責任に関してパートナーを補佐し、監査関与先やエンゲージメントチーム内の調整を行い、監査責任者やチームメンバーに対する有用な考察を提供するために関与先に関する深い理解を蓄積しています。

4.6.1.2 職業的専門家としての懐疑心を強調した監査証拠に対する批判的な評価

当監査法人は、監査の過程で入手したすべての監査証拠について、矛盾する証拠又は整合しない証拠の考慮も含めて検討しています。入手する監査証拠の種類及び範囲は、評価したリスクにより異なります。我々はあらゆる情報源から入手した監査証拠を批判的に評価します。十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、監査チームの各メンバーが職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持して監査証拠を分析する必要があります。

職業的専門家としての懐疑心とは、監査証拠を鵜呑みにせず、監査証拠における矛盾や不整合に対して常に注意を払う姿勢をいいます。職業的専門家としての懐疑心は、監査基準の至るところで取り上げられおり、規制当局からも注視されています。

当監査法人の監査の品質の枠組みでは、監査の過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持することの重要性を強調しています。当監査法人では、職業的専門家としての判断プロセスを開発し、専門要員に対して判断を行う際の体系的なアプローチを提供しています。また、独立性と客観性の重要性や、適切な考え方を持つことの重要性、すなわち職業的専門家としての懐疑心を発揮する必要性を強調しています。

当監査法人の職業的専門家としての判断プロセスの本質は懐疑心であり、適切な判断をゆがめるバイアスを認識し、注意することにあります。

重要な判断を必要とする監査領域に対応するアプローチとしては、以下のような点が挙げられます。

- 代替案を検討すること
- 経営者の仮定に異議を唱えることや矛盾や不整合な情報を調査することにより監査証拠を批判的に評価すること
- 到達した結論に関する論理的根拠を適時に調書に残すこと

専門的な判断プロセスや専門家としての懐疑心はコーチングや研修によって向上しますが、専門的な判断は時間をかけ様々な経験を積むことによって向上する面もあります。

4.6.1.3 継続的なメンタリングと監督および査閲

スキルは、時間をかけて構築し、異なる経験に触れることで培われるものです。当監査法人では、品質の維持及び専門要員のスキル構築に投資するために、継続的な研修環境を設けコーチングをサポートしています。

監査責任者はエンゲージメント・マネジャーのサポートを受けながら、監査プロセスを通じてコーチング及び継続的な研修を推進し、たゆまぬ監査品質の向上を目指す文化を育むために監査業務の手本を示す責任を負っています。

継続的なメンタリング、コーチング及び監査の過程における監督には、以下が含まれます。

- 監査計画時のディスカッションへの監査責任者の参加
- 監査業務の進捗管理
- 監査チームの個々のメンバーの能力及び適性を評価すること（メンバーが担当している作業を遂行するのに十分な時間を有しているか、メンバーは与えられた指示を理解しているか、メンバーの作業は計画したアプローチに従って遂行されているか等）
- 監査の過程において生じた重要な事項について対処し、それらの重要性について検討を行い、計画したアプローチを適切に変更すること
- 監査の過程において、より経験豊富なチームメンバーと協議すべき事項を識別すること

効果的にメンタリング及び監督を行うためには、重要な事項が迅速に識別され対処されるように、実施した作業を適時に査閲し議論することが重要です。

4.6.1.4 適切に裏付けされ、監査調書に適切に文書化された結論

当監査法人では、KPMGの監査メソドロジーを支援するツールとして、電子的監査ツールであるeAuditを導入しています。

監査調書は、各監査証明業務における重要な事項に関して実施した監査手続、入手した監査証拠及び到達した結論の記録です。

KPMGの方針は、より経験豊富な監査チームのメンバーによる査閲を要求しています。

当監査法人のメソドロジーでは、適時に調書を作成することによって、監査の品質を向上させ、監査意見を表明する前に、入手した監査証拠と到達した結論を効果的に査閲し評価することが可能となるとされています。

監査チームは、適切な期間内に（通常、監査報告書日から60日。ただしより厳格なルールに従うべき場合はそれに従う）、完全かつ最終的な一式の監査調書を保存するために整理することが要求されています。過去、当該監査業務に関与しなかったものの、経験豊富な監査人であれば以下の内容が理解できるかどうかを判断基準として、監査調書を作成する必要があります。

- 監査手続の内容、時期、ISA、KAM、その他要件に準拠するために実施した手続
- 適用される法令諸規則
- 実施した手続の結果、入手した監査証拠
- 監査期間中に検出された重要事項や問題点、これらに対処するために採用した手続（追加的な監査証拠の入手も含む）
- 結論に至った根拠、及びその結論に至るために下した職業的専門

家としての判断

4.6.1.5 審査員の適切な関与

審査員は、適切な知識と経験を有し、監査チームが行った重要な決定及び判断及び財務諸表の適切性について、監査チームから独立した立場で客観的な審査を実施します。

すべての監査証明業務において、監査報告書（関連する四半期レビュー報告書も含む）の発行に際して適格性が確保された審査員による審査の受審が義務付けられています。

審査は、監査報告書日前行われ、以下のような観点から審査が行われます。

- 監査チームが行った重要な決定及び判断、監査チームの結論に関する監査調書の査閲
- 財務諸表及び発行予定の監査報告書の査閲
- 監査報告書における監査人の意見の評価及び発行予定の監査報告書が適切かどうかの検討

監査責任者が、財務報告や監査意見に関する最終的な責任を負っているものの、審査員がすべての重要な疑問が解決したと認めた場合に監査は終了します。

当監査法人は、監査の品質管理のシステムの基本的な部分として、監査における審査員の役割について、継続的に強化・改善を行っています。そのため、以下を含む数々の取り組みを行っています。

- 監査に係る当監査法人全体の審査の基本方針の策定
- 効果的な審査を促進することを目的とした審査に関するガイダンスの発行
- 監査業務ごとの監査リスクの把握、審査上の問題点に関する審査員からの聴取及び審査の実情の把握

審査員の審査の実施状況は、豊富な知識及び経験を有する当監査法人のパートナーで構成された上級審査会により監視され、重大な監査上の判断等に上級審査会は深く関与します。

4.6.1.6 監査報告

監査基準及び我が国の法令等は、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されている旨の意見を含む監査報告書の様式及び内容を定めています。監査責任者は、監査チームが実施した監査手続に基づいて監査意見を形成します。

監査報告書の作成において、監査責任者はDepartment of Professional Practice (DPP) との協議を通じて豊富な監査報告書に関するガイダンスとテクニカルなサポートを受けることが可能です。特に監査意見の限定又は強調事項区分として監査報告書の利用者に報告すべき重要な事項が存在する場合、上級審査の受審が必要となります。

4.6.1.7 オープンかつ率直な双方向のコミュニケーション

監査関与先の統治責任者（主に監査役会）との双方向のコミュニケーションは、監査の品質や監査報告等にとって重要です。

当監査法人では、統治責任者に対して、監査中に発生した問題を伝達するとともに、統治責任者の見解を理解する事が重要と考えています。当監査法人は、監査の過程で生じた問題点及び監査役等に有用な情報を共有するため、報告及び表示、監査役会への出席、並びに適宜監査役会や経営者との協議を通じて、双方向のコミュニケーションを達成しています。

当監査法人は、会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、重要な会計実務の適切性、監査の過程で監査人が発見した財務報告

システム及び財務報告に係る内部統制の整備・運用における重要な不備、未修正の虚偽表示に対する監査人の評価等について、当監査法人の見解を監査関与先に提供しています。

4.6.1.8 グループ監査の有効性について

当監査法人の監査メソッドロジーは、グループ監査の実施について、詳細に要求事項及び適用指針を定めています。グループ監査チームと構成単位の監査人との間での有効な双方向のコミュニケーションは重要であり、高品質な監査の実施のための主要な要素です。

グループ監査チームの監査責任者は、監査契約の新規の締結プロセスの中で、構成単位の監査人がKPMGのメンバー・ファームであるか否かを問わず、構成単位の監査人の能力を評価することが要求されています。

KPMGネットワークファーム間においては、一貫した監査手法や監査ツールが用いられ、監査責任者は、KPMGネットワークに所属する構成単位の監査人が、監査を遂行するに当たり十分な能力を有しているか評価することができます。さらに、PCAOB基準監査においては、KPMGネットワークに所属する構成単位の監査人に係るPCAOB検査の結果が、監査責任者に共有されます。

監査責任者は、構成単位の監査人の作成した調書をレビューしたり、電子調書を閲覧することがあります。

4.6.2 守秘義務、情報セキュリティおよびデータ・プライバシー

関与先の機密情報を保持することの重要性は、倫理規範、専門要員全員が受講することが要求されている研修及び年次での宣誓書/確認プロセスを通じて強調されています。

当監査法人は、関連するIESBAの規定、その他法令、規則、基準等に従い、監査調書その他の業務に関連する記録の保存期間について、調書保存に関する方針を定めています。

当監査法人は、情報セキュリティに関する明確な方針を定めています。データ・プライバシーに関する方針は、個人情報の取扱いを管理するために我が国の個人情報保護法に準拠して定められ、構成員全員は、データ・プライバシーに関する研修を受講することが要求されています。

4.7 継続的な改善への取組み

我々は、監査品質、監査手法の一貫性や効率性について、継続的な改善活動を行っています。KPMGネットワークファームにおいては、統合的な監査品質の監視体制を構築しており、監査品質に不備となる事項があれば、それを特定し、特定された不備について原因分析を行い、個別の監査業務及び法人の品質管理体制に関する改善活動に役立てる態勢を取っています。

KPMGインターナショナルの統合的な監査品質の監視体制には、クオリティ・パフォーマンス・レビュー (QPR)、リスク・コンプライアンス・プログラム (RCP) 及びグローバル・コンプライアンス・レビュー (GCR) があります。

監査品質のモニタリングおよびコンプライアンスプログラムは、グローバル単位で管理され、内部検査の実施や結果の報告など、メンバー・ファーム間において、一貫したアプローチがとられています。当監査法人では、受領した内部検査の結果を外部の監督機関による検査結果と照らし合わせ、適切な措置を取っています。

4.7.1 監査法人内部における監視活動

当監査法人は、以下の事項を対象に継続的な監視活動を行っています。

- 監査業務の実施にあたり、適用される基準、法令・規則、当監査法人及びKPMGの方針及び手続への遵守状況
- 当監査法人の、KPMG インターナショナルの方針や手続への遵

守状況、主要な品質管理に係る方針や手続の目的適合性、十分性及び運用状況の有効性

当該監視プログラムからの結果及びそれに基づく要改善事項は、各メンバー・ファーム間で共有されており、当該監視プログラムからの総合的な評価結果及び要改善事項は、各国においてだけでなく、グローバル及び各地域レベルにおいて検討され適切な対策が取られています。

この内部検査の結果は、当監査法人における品質管理体制が適切に構築され、効果的に導入・運用されているか判断するためにも用いられています。

当監査法人は、監査及びアドバイザリー部門を横断する、年次で実施される2つの内部検査プログラム (クオリティ・パフォーマンス・レビュー (QPR) 及びリスク・コンプライアンス・プログラム (RCP)) を実施しています。

これに加え、当監査法人では、メンバー・ファームから独立したグローバル・コンプライアンス・グループに所属するレビューアーにより実施される部門横断的なグローバル・コンプライアンス・レビュー (GCRs) を、3年に1度受けています。

これらのプログラムは、KPMGグローバルによって策定されているものであり、これらのプログラムを受けることは、KPMGネットワークの継続的なメンバーシップ維持の条件となっています。

■クオリティ・パフォーマンス・レビュー (Quality Performance Reviews (QPRs))

QPRプログラムは、監査及びアドバイザリー部門における業務レベルでのパフォーマンスを評価し、業務の品質を向上させる機会を認識します。

リスクベースアプローチ

すべての監査責任者は通常、少なくとも3年に1度はレビュー対象として抽出されます。リスクベースアプローチに基づいてレビュー対象となるエンゲージメントが選定されます。当監査法人はKPMGインターナショナルのQPRのインストラクションに則って年次のレビューを実施しています。

レビューは、メンバー・ファーム単位で実施され、地域単位及びKPMGグローバルによって監視されます。

また、レビューは当監査法人から独立した経験豊かなリードレビューワーによって監督されます。

レビューワーの選定、準備およびレビュープロセス

レビューワーは厳しい選定基準のもとに選定されます。また、レビューチームにはレビュー対象のファームから独立した、経験豊かなリードレビューワーが配置されます。レビューワーやQPRプログラムの運営に携わる人員は、規制当局の関心事項を理解し、厳格なレビューを実施するために研修を受講します。

QPRの結果評価

QPRの結果は、統一的な基準に基づいて評価が行われ、その評価は、良好・要改善・不十分相当の3段階から構成されます。

結果の報告

QPRプログラムからの検出事項は、通達、研修および各種ミーティングを通して当監査法人の監査業務従事者に周知されます。また、これらの検出事項は、継続的改善状況の測定のため、その後のレビューにおいて重点項目として取り扱われます。

監査責任者は、監査関与先の主要な海外子会社等の監査に関して、低い評価 (「要改善」または「不十分」) がされた場合には通知を受けません。また、親会社/本社の監査を担当する監査責任者は、そのグルー

子会社/関連会社がQPRの過程で品質上の問題点を識別されたメンバー・ファームによって監査されている場合にも通知を受けます。

■リスク・コンプライアンス・プログラム (Risk Compliance Program (RCP))

KPMGインターナショナルは、全てのメンバー・ファームに適用される品質管理に関する方針と手続を定めています。この方針や手続には、ISQC-1への遵守も含まれています。

例年行われるRCPでは、品質管理やその手続の文書化、これらに関連するテストの実施、不備事項の報告、不備に対する対応法人や結論の表明といった、一連の評価手続を実施しています。

RCPの目的は次のとおりです。

- 当監査法人における品質管理体制が、KPMG Globalの定める品質管理の方針 (Global Quality & Risk Management Manual) や、専門的なサービスを提供するにあたり適用される主要な法令、規則に準拠しているかどうかを監視、文書化、評価すること
- 当監査法人及びその構成員について、職業専門家に適用される基準および適用される法令・規則を遵守しているかどうかを評価するための基礎を提供すること

検出された不備事項については、是正措置の策定が要求されます。

■グローバル・コンプライアンス・レビュー・プログラム (Global Compliance Review Programs (GCR))

GCRは、当監査法人から独立したKPMGインターナショナルのグローバル・コンプライアンス・グループに所属するレビューアーによって、当監査法人に品質管理のシステムの有効性を検証するために、3年間に1度実施されます。

GCRでは、品質管理体制の評価を独立した観点から監督し、品質やリスクマネジメントへのコミットメント (経営者の方針や姿勢)、そのコミットメントを補強するための組織、ガバナンス、及び財務プロセスや、当監査法人のRCPが適切に行われているかどうかの検証が行われます。

GCRは、当監査法人から独立した、KPMGの品質管理の方針に知見のあるレビューチームにより実施されます。

当監査法人はGCRにおいて検出された発見事項に対して是正措置案を策定し、GCRチームと合意します。合意された是正措置の進捗は、GCRチームにより監視されます。

その結果は、メンバー・ファームによって適時の改善活動が行われるよう、GCRのグローバル組織であるGlobal Quality & Risk Management Steering Group (GQRMSG) や、必要に応じて、KPMGインターナショナル及び所属する地域のKPMGに報告されます。

■根本要因分析 (RCA)

当監査法人は、監査品質に関する問題を特定し改善するためにRCAを行い、再発の防止や継続的な改善を目指しています。グローバルの5つのRCA原則は以下の通りです。

メンバー・ファームは、RCAの実行や監査品質問題に対する適切な改善計画の特定・策定に責任を負います。当監査法人の品質管理統轄は、ソリューション提供者の特定など、RCAの結果に基づくアクション・プランの策定及び実施に対して責任を負います。

■改善に向けた提案

グローバルレベルでは、KPMGインターナショナルがGlobal Audit Quality Issues Council (GAQIC) 及び Global Quality & Risk Management Steering Group (GQRMSG) を通じて品質モニタリング・プログラムの結果を査閲し、メンバー・ファームの根本要因及びアクション・プランを分析した上で、適宜グローバルなアクションを追加的に策定します。

GAQICは、内部の品質管理レビューや外部検査から検出されたネットワークレベルの問題を考慮し、監査品質に関する問題の改善状況をモニタリングした上で、Global Audit Steering Group (GASG) に対して提言を行います。

KPMGインターナショナルが策定したグローバルの改善計画は、KPMGネットワークにおける組織文化や行動に変化をもたらし、メンバー・ファームにおける監査チームのパフォーマンスを継続的に向上させることを目的としています。改善計画は、一貫性の向上や適切な基礎の確立、ネットワーク内でのベストプラクティスの共有を確実にするために、グローバルでの研修、ツール及び指針の開発を通じて実施されています。

4.7.2 監査法人外部からの監視

4.7.2.1 規制当局

公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) は、行政としての監視・監督の立場から、JICPAによる自主規制の限界を補完するとともに、JICPAの公平性・中立性・有効性を確保する観点から適切な役割を果たすために、JICPAによる品質管理レビューの監視を行っています。

CPAAOBは、JICPAから監査事務所ごとの品質管理レビューの結果について書面による報告を受け、必要に応じて法人に対して立入検査を行います。

当監査法人は、平成27年度にJICPAによる品質管理レビューを受け、平成28年2月に「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」を受領しています。平成27年度に実施されたJICPAによる品質管理レビューのフォローアップ・レビューを受け、平成29年1月に「フォローアップ・レビュー報告書」を受領しています。

加えて、平成28年2月から3月にかけて特別レビューを受け、平成28年3月に「特別レビュー実施結果通知書」を受領しています。

また、平成28年度CPAAOBの検査を受け、平成29年5月に「検査結果通知書」を受領しています。

KPMGインターナショナルは監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR)) と双方向のコミュニケーションを行っており、監査品質に係る指摘事項や、ネットワークファーム全体で対応を行っている指摘事項について協議を重ねています。

4.7.2.2 監査関与先からのフィードバック

当監査法人は、監査関与先に提供したサービスの品質に関して、経営者等から積極的にフィードバックを求める正式なプログラムを運用しています。このプログラムから受け取るフィードバックは、当監査法人及び監査チームが提供するサービスの水準を改善するために、法人及び監査チームにより正式に検討されます。

5. 財務情報

(単位 百万円)

項目		会計年度	第33期	第33期
			平成28年7月1日～平成29年6月30日	平成29年7月1日～平成30年6月30日
売上高の総額			95,952	97,121
内訳	監査証明業務		72,160	76,549
	非監査証明業務		23,792	20,571

6. パートナー報酬について

あずさ監査法人では、明確で、構成員が何を期待されているのか及び何が得られるのかを認識できるような、パフォーマンス評価プロセスとリンクした報酬制度及び昇進に関する方針を定めています。当監査法人の方針では、パートナーの報酬には自らの監査関与先に対する非監査証明業務の提供による業務開発実績は反映されません。

なお、パートナー報酬は、パートナー業務評価規程に基づく業績評価および能力査定の結果を勘案してポイントが付与され、これに基づいて決定されます。ポイントの付与にあたっては、各パートナーの役職、役割、スキルなどに応じてバンド（ポイント幅）が設定され、その範囲でポイントが付与されます。

7. KPMGネットワークとの関係

7.1 法的構造

KPMGネットワークに属する独立した個々のメンバー・ファームは、スイスの組織体であるKPMG International Cooperative (KPMGインターナショナル) に加盟しています。KPMGの各メンバー・ファームは、法律上独立した別の組織体です。

KPMGインターナショナルは、KPMGネットワークに属するメンバー・ファームの利益のための活動を行っていますが、監査先に対して専門的なサービスを提供していません。関与先への専門的なサービスは、それぞれのメンバー・ファームが行う事になっています。

KPMGインターナショナルの主な目的の1つは、メンバー・ファームが関与先に対して高品質な監査業務やアドバイザリーサービスが提供されるよう支援することにあります。たとえば、KPMGインターナショナルは、メンバー・ファーム全体に適用される包括的な方針や業務に係る基準や行動規範の導入と運用について責任を持つほか、KPMGという名称及びブランド価値向上に努めています。

KPMGインターナショナルは、メンバー・ファームと法的に別個の組織です。KPMGインターナショナルおよびメンバー・ファームは、グローバルパートナーシップ、合併事業、または出資者または代理店関係またはパートナーシップ関係にはありません。各メンバー・ファームは、KPMGインターナショナルまたは他のメンバー・ファームを、

他の第三者との関係で拘束する権利を有しておらず、KPMGインターナショナルも、各メンバー・ファームを拘束する権限を有していません。

7.2 メンバー・ファームの責任と義務

KPMGインターナショナルとの合意により、各メンバー・ファームは、KPMGインターナショナルの方針および規則を遵守する義務を負っています。それらの方針および規則では、効果的にサービスを提供するための品質管理基準の適用や、KPMGのグローバル戦略、人的リソースの共有、グローバル企業への業務提供、リスク管理およびKPMG共通のメソドロジーやツールの適用を可能とする組織体制の維持が要請されています。

また、各メンバー・ファームは、その経営および提供するサービスの品質について、それぞれが責任を負うとともに、KPMG共通の価値観である「KPMG Values」を共有しています。

KPMGインターナショナルの活動は、各メンバー・ファームが負担するグローバル加盟料によって賄われています。グローバル加盟料は、グローバルボードで承認された計算基準に基づき、統一的に計算されます。

なお、KPMGインターナショナルの方針や規則を遵守しない場合やKPMGインターナショナルに対して負うその他の義務を履行しない

場合には、KPMGのメンバー・ファームとしての地位およびKPMGネットワークへの加盟が停止されることがあります。

7.3 職業賠償責任保険

職業的過失による請求に備えて、十分な保険に加入しています。当該保険は、キャプティブ保険会社を通じてワールドワイドでカバーされており、すべてのKPMGのメンバー・ファームに適用されます。

7.4 統治機構

KPMGインターナショナルの主要な統治機構には、グローバルカウンスル、グローバルボードおよびグローバルマネジメントチームがあります。

グローバルカウンスル

58カ国のメンバー・ファーム代表により構成された、一般事業会社という「株主総会」に該当する会議体です。グローバルチェアマンとグローバルボードメンバーの承認を行う、最高決議機関として位置づけられています。

なお、日本はグローバルカウンスルのメンバー国となっています。

グローバルボード

グローバルボードは、KPMGインターナショナルの主要なガバナンスであり監督機関でもあります。戦略の承認、ブランドの保護および向上、KPMGインターナショナルの監督、方針や規則の承認およびメンバー・ファームへの加入の承認を行います。

グローバルボードは、メンバー・ファーム代表、グローバルチェアマン、リージョナルチェアマン（アメリカ地域、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・中東地域の3地域の代表）により構成されます。また本会議は、エグゼクティブコミッティ（グローバルチェアマン、3地域代表、4か国のシニアパートナーからなる）のサポート受け、グローバルチェアマンが主宰します。

2018年10月1日付のグローバルボードメンバーのリストは、the International Annual Reviewに記載されています。

なお、グローバルボードのメンバーとして日本から高橋勉（副理事長、KPMGジャパン統轄）が出席し、KPMGインターナショナルの経営の一翼を担っています。

グローバルボードメンバーには、エグゼクティブコミッティメンバー以外のメンバーからリードダイレクターが選任されます。グローバルチェアマンとその他のグローバルボードメンバーとの間のリエゾンとして活動する役割が課せられています。

グローバルマネジメントチーム

グローバルマネジメントチームは、エグゼクティブコミッティと協力してグローバル戦略を策定するなどの役割をグローバルボードから委任されています。また、グローバル戦略を実行する際にはメン

バー・ファームをサポートし、実行状況に関して説明責任を果たせるようモニタリングを実施しています。

グローバルマネジメントチームは、グローバルチェアマン、グローバルCOO、グローバルチーフアドミニストレーティブオフィサー、ファンクションヘッド、インフラヘッドおよびジェネラルカウンセルによって構成されています。

2017年10月1日現在のグローバルマネジメントチームメンバーのリストは、the International Annual Reviewに記載されています。

グローバルステアリンググループ

グローバルステアリンググループは、グローバルマネジメントチームの監督のもと、適切な監査と品質/リスク管理方針を確立し、監査品質を向上させる効果的・効率的なリスクプロセスを機能させ、また、ネットワークに対する重大なリスクを事前に特定・軽減するため、地域におけるメンバー・ファームと緊密に連携しています。

グローバルオーディット及びグローバルクオリティ・リスクマネジメントステアリンググループの役割は、the KPMG International Transparency Reportの別紙2(Link)により詳細に記載されています。各メンバー・ファームは、3つのリージョン（アメリカ、ASPAC、EMA）のひとつに属しています。各地域には、リージョナルチェアマン、リージョナルCOO、サブリージョナルの代表及び適切な他のメンバーから構成されるリージョナルボードがあります。各リージョナルボードは、その地域に属するメンバー・ファームのニーズに特に焦点を当てており、KPMGインターナショナルの方針及びプロセスの実行の支援をしています。

ガバナンスアレンジメントを含む、KPMGインターナショナルに関する更なる詳細は、

KPMG International Transparency Reportの別紙2

(<http://www.kpmg.com/global/en/about/governance/pages/transparency-report.aspx>) に記載されています。

7.5 各エリアの監査品質およびリスクマネジメントにおける責任者

監査品質、リスクや規制対応の責任者であるグローバルヘッドによって任命された各エリアの品質・リスクマネジメント責任者は、以下の領域について責任を負っています。

- メンバー・ファームに係る重大なリスクを特定・回避するために、メンバー・ファームに係る品質・リスクマネジメントの実効性を検証すること、及び、グローバルレベルの品質・リスクマネジメント戦略との整合性について監視すること
- 品質・リスクマネジメントにおけるベストプラクティスを共有すること
- グローバルヘッドに対する報告

8. 品質管理と独立性の有効性に関する宣誓

この報告書に記載されている品質管理体制の基礎となる方針や手続は、当監査法人が実施する法定監査について、法令を遵守していることを合理的に保証することを目的としています。そのため、当監査法人の品質管理体制によって、適用される関連する法令、規制の違反が全て防止または検出されることについて、絶対的な保証を提供するものではありません。

当監査法人は、以下について検討しました。

- 本報告書に記載されている品質管理体制の設計と運用
- 当監査法人が実施するさまざまなコンプライアンスプログラム（4.7.1に記載されているKPMGインターナショナルによるレビュープログラムや、当監査法人において行われているコンプライアンス監視活動を含む）によって検出された発見事項
- 当局による検査やその後のフォローアップにおける発見事項、是正措置

上述の内容を検討した結果、2018年6月30日現在において、当監査法人の品質管理システムは、合理的な保証水準において、有効に運用されていることを確認しました。

また、当監査法人の独立性及びコンプライアンスに関する内部レビューが、2018年6月30日までに実施されたことを確認しています。

■添付資料

A.1 あずさ監査法人の関係会社

会社名	法的形態	規制状況	ビジネス	活動の拠点
有限責任 あずさ監査法人	有限責任監査法人	金融庁登録監査法人	監査・保証業務、 アドバイザリー業務	日本
株式会社KPMG FAS	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMG コンサルティング株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMG ヘルスケアジャパン株式会社	株式会社	なし	アドバイザリー業務	日本
KPMGあずさサステナビリティ株式会社	株式会社	なし	保証業務、 アドバイザリー業務	日本

A.2 あずさ監査法人の経営陣 (2018年6月30日現在)

理事長	酒井 弘行	企画統轄
副理事長	高橋 勉	KPMGジャパンChairman、マーケティング統轄
専務理事	高波 博之	執行統轄、東京事務所長
専務理事	後藤 研了	関西地区統轄、大阪事務所長
専務理事	横井 康	東海地区統轄、ダイバーシティ統轄
専務理事	金井 沢治	品質管理統轄、リスクマネジメント統轄、IT監査統轄
専務理事	大塚 敏弘	HR統轄、コーポレートガバナンスCoE統轄、スポーツビジネスCoE統轄、統合報告CoE統轄
専務理事	目加田 雅洋	管理統轄、ITS統轄
専務理事	三浦 洋	Global Japanese Practice統轄
専務理事	森 俊哉	ファイナンシャルサービス統轄、パブリックセクター統轄、企業成長支援統轄、アドバイザリー統轄、業務開発統轄

A.3 社会的影響度の高い事業体

当監査法人が関与している社会的影響度の高い事業体のリスト（2018年6月30日現在）は以下の通りです。社会的影響度の高い事業体の定義は日本公認会計士協会の発行する独立性に関する指針において定められています。

株式会社イー・アンド・デイ	株式会社カーメイト	株式会社ディスコ
ABホテル株式会社	キャリアリンク株式会社	第一工業製薬株式会社
株式会社アビスト	カンオ計算機株式会社	株式会社ディー・エル・イー
アブダビ石油株式会社	シーキューブ株式会社	ディーエムソリューションズ株式会社
株式会社ACCESS	株式会社セディナ	ドコモ・システムズ株式会社
株式会社アドウェイズ	中央自動車工業株式会社	株式会社ドウシシャ
アフラック生命保険株式会社	セントラル短資株式会社	株式会社ドトールコーヒー
A G C 株式会社	株式会社センチュリー21・ジャパン	株式会社ドトール・日レスホールディングス
独立行政法人農畜産業振興機構	ケミプロ化成株式会社	ダイドールグループホールディングス株式会社
独立行政法人農林漁業信用基金	秩父鉄道株式会社	ダイニック株式会社
株式会社あじかん	知多鋼業株式会社	東日本建設業保証株式会社
株式会社エーアイ	中部電力株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
愛知県公立大学法人	中部鋼飯株式会社	永大産業株式会社
国立大学法人愛知教育大学	株式会社中広	E・Jホールディングス株式会社
愛眼株式会社	中外製薬株式会社	エリーパワー株式会社
愛光電気株式会社	株式会社中京医薬品	日本エマーゼンシアシススタンス株式会社
株式会社Aiming	株式会社中央製作所	エンカレッジ・テクノロジー株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	シティグループ証券株式会社	遠州トラック株式会社
エア・ウォーター株式会社	株式会社コロワイド	独立行政法人環境再生保全機構
株式会社エーアイティー	コマニー株式会社	株式会社エポスカード
藍澤証券株式会社	株式会社Cominix	E R Iホールディングス株式会社
株式会社アカツキ	民間航空機株式会社	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
株式会社ALBERT	株式会社CIJ	株式会社エクストリーム
アルフレッサ株式会社	クックビズ株式会社	株式会社ファンコミュニケーションズ
アルフレッサ ホールディングス株式会社	クックパッド株式会社	株式会社FFRI
アルインコ株式会社	株式会社コロナ	株式会社ファイバークラウド
アリアーツ火災海上保険株式会社	コーセル株式会社	株式会社フィックスターズ
アリアーツ生命保険株式会社	コスモエネルギーホールディングス株式会社	株式会社フリークアウト・ホールディングス
株式会社アルペン	コスモ石油株式会社	株式会社エフテック
株式会社アルファ	コスモ石油マーケティング株式会社	株式会社不動テトラ
株式会社あみやき亭	クリエートメディック株式会社	株式会社F U J I
アンリツ株式会社	クレディ・スイス証券株式会社	株式会社フジコー
青山商事株式会社	株式会社クローズ	富士変速機株式会社
株式会社エー・ピーカンパニー	株式会社クロスフォー	富士興産株式会社
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社	株式会社CSSホールディングス	富士石油株式会社
アートグリーン株式会社	サイボウズ株式会社	不二製油グループ本社株式会社
株式会社アルトナー	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社	富士製業工業株式会社
アサヒビール株式会社	大日本塗料株式会社	富士精工株式会社
株式会社あさひ	ダイビル株式会社	富士ゼロックス株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社	ダイダム株式会社	富士フィルム株式会社
株式会社ビーエス朝日	大同工業株式会社	富士フィルムホールディングス株式会社
株式会社アサヒセキュリティ	株式会社ダイヘン	フクダ電子株式会社
アサヒ飲料株式会社	大豊建設株式会社	福山通運株式会社
国立大学法人旭川医科大学	第一生命ホールディングス株式会社	フマキラー株式会社
浅香工業株式会社	第一三共株式会社	株式会社ファンタジー
芦森工業株式会社	大研医器株式会社	株式会社G - 7ホールディングス
アジア航測株式会社	ダイコク電機株式会社	株式会社GameWith
アスクル株式会社	株式会社大京	GCA株式会社

青木あすなろ建設株式会社	ダイキョーニシカワ株式会社	株式会社ジーンテクノサイエンス
株式会社アット東京	株式会社大冷	株式会社ジェネレーションパス
株式会社アトム	株式会社ダイセキ	ジオスター株式会社
a u 損害保険株式会社	株式会社ダイセキ環境ソリューション	国立大学法人岐阜大学
株式会社エイジア	株式会社ダイソウホールディング	株式会社技研製作所
東海運株式会社	大都魚類株式会社	グローバルファクタリング株式会社
株式会社バンダイ	ダイト株式会社	GLP投資法人
株式会社バンダイナムコアミュージメント	大和証券投資信託委託株式会社	合同製鐵株式会社
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	株式会社大和インターナショナル・ホールディングス	株式会社グリムス
株式会社バンダイナムコホールディングス	株式会社大和インベストメント・マネジメント	株式会社ぐるなび
パークレイズ証券株式会社	株式会社大和ネクスト銀行	ジクシス株式会社
株式会社ベルパーク	大和証券オフィス投資法人	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
株式会社ベスト電器	大和PIパートナーズ株式会社	萩原電気ホールディングス株式会社
ベステラ株式会社	大和証券株式会社	株式会社博報堂DYホールディングス
株式会社ベストワンドットコム	株式会社大和証券グループ本社	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ
ビー・エム・ダブリュ・ジャパン・ファイナンス株式会社	株式会社データ・アプリケーション	株式会社博報堂
株式会社プラス	株式会社データホライゾン	伯東株式会社
株式会社ブロードリーフ	株式会社電算	株式会社ハローズ
株式会社ブロンコビリー	株式会社電通	国立大学法人浜松医科大学
株式会社歯愛メディカル	株式会社デサント	阪急電鉄株式会社
カルビー株式会社	ドイツ証券株式会社	株式会社阪急阪神フィナンシャルサポート
株式会社カプコン	ディップ株式会社	阪急阪神ホールディングス株式会社
阪急阪神不動産株式会社	日本電子材料株式会社	株式会社北川鉄工所
阪急リート投資法人	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	株式会社キタムラ
阪神電気鉄道株式会社	独立行政法人日本貿易振興機構	KMホールディングス株式会社
阪和興業株式会社	ジャパンフーズ株式会社	神戸天然物化学株式会社
橋本総業ホールディングス株式会社	日本貨物鉄道株式会社	KNT-C Tホールディングス株式会社
株式会社はてな	ジャパン・ホテル・リート投資法人	コア商事ホールディングス株式会社
株式会社安藤・間	ジャパマテリアル株式会社	地方独立行政法人神戸市民病院機構
平和不動産リート投資法人	独立行政法人造幣局	神戸電鉄株式会社
日比谷総合設備株式会社	日本石油輸送株式会社	株式会社神戸製鋼所
株式会社ヒガシトウエンティワン	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	国立大学法人神戸大学
株式会社光通信	独立行政法人 労働者健康安全機構	コベルコ建機株式会社
株式会社ハイレックスコーポレーション	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社神鋼環境ソリューション
平田機工株式会社	日本郵便株式会社	コベルコフィナンシャルセンター株式会社
国立大学法人弘前大学	日本郵政株式会社	国立大学法人高知大学
ヒロセ電機株式会社	株式会社かんぽ生命保険	広栄化学工業株式会社
広島電鉄株式会社	日本郵便輸送株式会社	株式会社コーエーテックモホールディングス
広島ガス株式会社	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	株式会社小島鐵工所
広島高速交通株式会社	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	コクヨ株式会社
国立大学法人広島大学	日本トランスシティ株式会社	株式会社小松製作所
久光製薬株式会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	小松精練株式会社
日立造船株式会社	独立行政法人水資源機構	コニカミノルタ株式会社
北海道曹達株式会社	日伯ニオブ株式会社	コニシ株式会社
国立大学法人北海道大学	日本シンガポール石油化学株式会社	神島化学工業株式会社
北越コーポレーション株式会社	株式会社ジェーソン	興和株式会社
株式会社ホンダファイナンス	ジェコー株式会社	黒崎播磨株式会社
本田技研工業株式会社	ジェットスター・ジャパン株式会社	株式会社ケーズホールディングス
株式会社本田技術研究所	日揮株式会社	株式会社KSK
株式会社堀場製作所	株式会社JIEC	黒田電気株式会社
ホソカワミクロン株式会社	J M A C S 株式会社	株式会社クスリのアオキホールディングス
株式会社ホテル、ニュージーランド	株式会社JMC	KYB株式会社
株式会社ホットリンク	株式会社ジェイ・エム・エス	共英製鋼株式会社

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社	株式会社JOLED	極東貿易株式会社
国立大学法人兵庫教育大学	株式会社J R東日本マネジメントサービス	国立大学法人京都工芸繊維大学
国立大学法人茨城大学	JSR株式会社	国立大学法人京都教育大学
イビデン株式会社	株式会社ジュンテンドー	協和発酵バイオ株式会社
株式会社イグニス	株式会社ジャストプランニング	協和発酵キリン株式会社
飯野海運株式会社	ジュテックホールディングス株式会社	国立大学法人九州工業大学
株式会社アイル	K & Oエナジーグループ株式会社	レシップホールディングス株式会社
株式会社今仙電機製作所	株式会社精養軒	株式会社ライフコーポレーション
株式会社帝国ホテル	国立大学法人鹿児島大学	ライフネット生命保険株式会社
稲畑産業株式会社	株式会社買取王国	ライク株式会社
INEST株式会社	株式会社加地テック	ライクキッズネクスト株式会社
インフォコム株式会社	地方独立行政法人加古川市民病院機構	株式会社ライオン事務器
株式会社電通国際情報サービス	上飯田連絡線株式会社	前田道路株式会社
アイビーシー株式会社	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	前澤給装工業株式会社
株式会社インターワークス	株式会社カナミックネットワーク	株式会社マキタ
伊勢化学工業株式会社	カンダホールディングス株式会社	株式会社マキヤ
イソライト工業株式会社	株式会社カナカ	マニー株式会社
株式会社伊藤園	関西エアポート株式会社	マルシェ株式会社
伊藤ハム株式会社	関西ペイント株式会社	株式会社マーケットエンタープライズ
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社	カッパ・クリエイト株式会社	マークライズ株式会社
株式会社イトーキ	加藤産業株式会社	丸大食品株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社カワニシホールディングス	マルハニチロ株式会社
イワブチ株式会社	川崎重工業株式会社	株式会社丸井グループ
株式会社イワキ	川崎設備工業株式会社	丸一鋼管株式会社
岩谷産業株式会社	川重冷熱工業株式会社	丸東産業株式会社
岩崎通信機株式会社	キーパー株式会社	株式会社MARUWA
アイエックス・ナレッジ株式会社	KeePer技研株式会社	株式会社マーベラス
株式会社イズミ	株式会社京王アカウンティング	マスミューチュアル生命保険株式会社
株式会社ジャックス	京王電鉄株式会社	松戸公産株式会社
株式会社JALUX	ケンコーマヨネーズ株式会社	マックス株式会社
ジャニス工業株式会社	株式会社菊池製作所	マツダ株式会社
国立研究開発法人海洋研究開発機構	株式会社キングジム	MCUBS MidCity投資法人
日本航空株式会社	株式会社近鉄百貨店	株式会社メディアアドゥホールディングス
日本アルコール販売株式会社	近鉄グループホールディングス株式会社	株式会社メディア工房
独立行政法人日本芸術文化振興会	近畿日本鉄道株式会社	メディケア生命保険株式会社
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	近鉄不動産株式会社	株式会社メディセオ
日本社宅サービス株式会社	株式会社近鉄エクスプレス	株式会社メディバルホールディングス
株式会社ジャパンディスプレイ	麒麟麦酒株式会社	株式会社メガチップス
日本海洋掘削株式会社	キリンホールディングス株式会社	株式会社明電舎
明治電機工業株式会社	株式会社NaiTO	日本リーテック株式会社
明治安田損害保険株式会社	株式会社ナカボーテック	日本信号株式会社
明治安田生命保険相互会社	株式会社中山製鋼所	日鉄住金鋼板株式会社
株式会社メイコー	南海電気鉄道株式会社	新日鉄住金エンジニアリング株式会社
名港海運株式会社	南海辰村建設株式会社	日鉄住金ファイナンス株式会社
株式会社名鉄マネジメントサービス	ナノキャリア株式会社	日鉄住金テックスエンジニアリング株式会社
名鉄運輸株式会社	奈良生駒高速鉄道株式会社	新日鐵住金株式会社
名糖産業株式会社	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	東日本電信電話株式会社
盟和産業株式会社	奈良交通株式会社	西日本電信電話株式会社
メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社	公立大学法人奈良県立医科大学	日本電信電話株式会社
メルセデス・ベンツ日本株式会社	国立大学法人奈良教育大学	日本ウジミナス株式会社
メルク株式会社	国立大学法人奈良女子大学	西川ゴム工業株式会社
株式会社マーキュリアインベストメント	株式会社ナリス化粧品	西大阪高速鉄道株式会社
三井金属エンジニアリング株式会社	国立大学法人鳴門教育大学	日成ビルド工業株式会社

メトロ キャッシュ アンド キャリー ジャパン株式会社	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	株式会社ニッセンホールディングス
首都圏新都市鉄道株式会社	国立研究開発法人国立環境研究所	日新製鋼株式会社
エムジーリース株式会社	国立研究開発法人情報通信研究機構	日商エレクトロニクス株式会社
エム・エイチ・アイファイナンス株式会社	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	株式会社日新
国立大学法人 三重大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	日新電機株式会社
ミネベアミツミ株式会社	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	日東電工株式会社
株式会社みんなのウェディング	独立行政法人国立印刷局	日東工業株式会社
株式会社ミライト・ホールディングス	ナトコ株式会社	NKKスイッチズ株式会社
三谷産業株式会社	ナビタス株式会社	nms ホールディングス株式会社
三菱航空機株式会社	NC ホールディングス株式会社	エヌエヌ生命保険株式会社
三菱電機ビルテクノサービス株式会社	N D S 株式会社	株式会社ノダ
三菱電機株式会社	N E C キャピタルソリューション株式会社	能美防災株式会社
三菱電機クレジット株式会社	日本電気株式会社	株式会社乃村工藝社
三菱ふそうトラック・バス株式会社	NEC ネットエスアイ株式会社	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
三菱重工エンジニアリング株式会社	NECプラットフォームズ株式会社	株式会社ノーリツ
三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス株式会社	NECソリューションイノベータ株式会社	株式会社北洋銀行
三菱重工工業株式会社	株式会社ニーズウェル	独立行政法人北方領土問題対策協会
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	株式会社ネオジャパン	新日鉄住金ソリューションズ株式会社
三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社	ネスレ日本株式会社	株式会社NSD
三菱日立パワーシステムズ株式会社	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
三菱倉庫株式会社	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
三菱マテリアル株式会社	日本特殊陶業株式会社	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社
三菱鉛筆株式会社	日華化学株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
三井ダイレクト損害保険株式会社	日亜化学工業株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
株式会社三井E&Sホールディングス	日亜鋼業株式会社	株式会社NTTドコモ
三井不動産株式会社	ニチハ株式会社	株式会社NTTファシリティーズ
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日医工株式会社	NTTファイナンス株式会社
三井不動産リアルティ株式会社	株式会社ニフコ	株式会社NTTぷらら
三井不動産レジデンシャル株式会社	日本デコラックス株式会社	NTTセキュリティ株式会社
三井ホーム株式会社	日本電波工業株式会社	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
三井金属鉱業株式会社	日本プラスト株式会社	小倉クラッチ株式会社
株式会社商船三井	株式会社日本トリム	株式会社大根カントリー倶楽部
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	日本山村硝子株式会社	国立大学法人大分大学
三井住友海上火災保険株式会社	国立大学法人新潟大学	株式会社オーイズミ
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	日興アセットマネジメント株式会社	オカダアイオン株式会社
三井倉庫ホールディングス株式会社	日工株式会社	株式会社岡本工作機械製作所
ミツミ電機株式会社	ニッコー株式会社	株式会社オカムラ
株式会社ミツウロコグループホールディングス	ニッコンホールディングス株式会社	岡谷鋼機株式会社
国立大学法人 宮城教育大学	日邦産業株式会社	岡谷電機産業株式会社
株式会社モバイルファクトリー	日本アコモデーションファンド投資法人	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
三井海洋開発株式会社	日本空調サービス株式会社	公立大学法人岡山県立大学
株式会社もみじ銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	国立大学法人岡山大学
マネックスグループ株式会社	日本アビオニクス株式会社	株式会社オリバー
マネックス証券株式会社	日本甜菜製糖株式会社	株式会社オーエムツネットワーク
ムーンバット株式会社	日本ビルファンド投資法人	株式会社オプトホールディング
森トラスト・ホテルリート投資法人	日本電気硝子株式会社	独立行政法人 空港周辺整備機構
株式会社森組	株式会社日本貿易保険	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
森六ホールディングス株式会社	日本フエルト株式会社	独立行政法人 勤労者退職金共済機構
株式会社モスフードサービス	日本ヘルスケア投資法人	オリエンタルエン工業株式会社
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	株式会社日本ソフトウェア	株式会社オリエンタルランド
ムトー精工株式会社	日本高周波鋼業株式会社	オリックス自動車株式会社
株式会社マイスターエンジニアリング	日本ペイントホールディングス株式会社	オリックス銀行株式会社

ナブテスコ株式会社	日本ビラー工業株式会社	オリックス株式会社
名古屋鉄道株式会社	日本プロロジスリート投資法人	オリックス・クレジット株式会社
国立大学法人名古屋大学	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社	オリックス不動産投資法人
内海造船株式会社	日本リート投資法人	オリックス生命保険株式会社
株式会社オロ	さが美グループホールディングス株式会社	昭光通商株式会社
株式会社オービス	セントケア・ホールディング株式会社	昭和電工株式会社
オーエス株式会社	国立大学法人埼玉大学	株式会社SIG
公立大学法人大阪市立大学	サカタイクス株式会社	サインポスト株式会社
大阪ガスケミカル株式会社	株式会社サカタのタネ	シークス株式会社
大阪瓦斯株式会社	株式会社さくらケーシーエス	株式会社シンシア
国立大学法人大阪教育大学	株式会社桜井製作所	シンフォニアテクノロジー株式会社
地方独立行政法人大阪府立病院機構	サムコ株式会社	株式会社エスケーエレクトロニクス
公立大学法人大阪府立大学	サミー株式会社	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
地方独立行政法人大阪産業技術研究所	株式会社三十三フィナンシャルグループ	SMBCファイナンスサービス株式会社
大阪製鐵株式会社	三菱石油株式会社	SMBC信用保証株式会社
国立大学法人大阪大学	サンデンホールディングス株式会社	SMBCローンビジネス・プランニング株式会社
大阪油化工業株式会社	株式会社三機サービス	株式会社SMBCモビット
OSJBホールディングス株式会社	三光合成株式会社	SMBC日興証券株式会社
オーウイル株式会社	三晃金属工業株式会社	株式会社S M B C 信託銀行
株式会社ビーエス三菱	三協立山株式会社	株式会社SMFGカード&クレジット
大平洋金属株式会社	株式会社山王	SMFLキャピタル株式会社
パシフィックシステム株式会社	サノヤスホールディングス株式会社	SMMオートファイナンス株式会社
株式会社パルグループホールディングス	株式会社サンリツ	ソーバル株式会社
パレモ・ホールディングス株式会社	株式会社サンセイランディック	ソーダニッカ株式会社
株式会社PALTAC	株式会社三社電機製作所	株式会社そごう・西武
パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社	s a n t e c 株式会社	双日株式会社
パナソニック株式会社	参天製薬株式会社	株式会社ソラスト
パナソニック エコシステムズ株式会社	三洋電機株式会社	株式会社ソルコム
パナソニック液晶ディスプレイ株式会社	三洋工業株式会社	ソウルアウト株式会社
パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社	株式会社三陽商会	相鉄ホールディングス株式会社
パナソニック スマートファクトリーソリューションズ株式会社	山陽特殊製鋼株式会社	株式会社相鉄アーバンクリエイツ
株式会社パルコ	株式会社サンユウ	株式会社ソトー
株式会社パスコ	佐藤商事株式会社	株式会社スペースシャワーネットワーク
株式会社パスモ	佐鳥電機株式会社	株式会社SPCカップ
ピー・シー・エー株式会社	沢井製薬株式会社	株式会社スプリックス
ピープル株式会社	住信SBIネット銀行株式会社	SRSホールディングス株式会社
ペプチドリーム株式会社	株式会社SCREENホールディングス	スタンレー電気株式会社
ファイザー株式会社	SCSK株式会社	スター・マイカ株式会社
ファイザー製薬株式会社	セコム株式会社	株式会社スターフライヤー
PHC株式会社	セコム損害保険株式会社	株式会社スタートトゥデイ
PHCホールディングス株式会社	セコム上信越株式会社	株式会社ストライク
株式会社フェニックスバイオ	株式会社セガホールディングス	株式会社SUBARU
パイブドHD株式会社	セガサミーホールディングス株式会社	スバルファイナンス株式会社
株式会社PKSHA Technology	セイコーホールディングス株式会社	スガイ化学工業株式会社
ブラマテルズ株式会社	セイノーホールディングス株式会社	スミダコーポレーション株式会社
ポパール興業株式会社	清和中央ホールディングス株式会社	住友ベークライト株式会社
パウダーテック株式会社	株式会社SERIOホールディングス	住友化学株式会社
株式会社ブラップジャパン	株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント	住友商事株式会社
プレミア投資法人	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	大日本住友製薬株式会社
プレス工業株式会社	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	住友電設株式会社
株式会社プロトコーポレーション	株式会社セブン銀行	住友電工デバイス・イノベーション株式会社
クオール株式会社	株式会社セブン・カードサービス	住友電気工業株式会社
株式会社QVCジャパン	株式会社セブンCSカードサービス	住友重機械工業株式会社

株式会社ラクス	株式会社セブン・フィナンシャルサービス	住友生命保険相互会社
レンゴー株式会社	セブン工業株式会社	住友金属鉱山株式会社
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	住友三井オートサービス株式会社
リゾートトラスト株式会社	シダックス株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社リボミック	国立大学法人滋賀医科大学	三井住友カード株式会社
株式会社リコー	株式会社島忠	三井住友ファイナンス&リース株式会社
リコージャパン株式会社	株式会社しまむら	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
リコーリース株式会社	株式会社新日本科学	三井住友信託銀行株式会社
株式会社ライトオン	品川リフレクトリーズ株式会社	三井住友トラストクラブ株式会社
国立研究開発法人理化学研究所	株式会社SBJ銀行	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
理研ビタミン株式会社	神鋼鋼線工業株式会社	三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社
理想科学工業株式会社	シンポ株式会社	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
ロート製薬株式会社	神鋼商事株式会社	住友不動産株式会社
RPAホールディングス株式会社	神東塗料株式会社	住友理工株式会社
株式会社RS Technologies	信和株式会社	住友ゴム工業株式会社
株式会社良品計画	神栄株式会社	住友精化株式会社
菱洋エレクトロ株式会社	シップヘルスケアホールディングス株式会社	住友電装株式会社
エスフーズ株式会社	株式会社資生堂	住友建機株式会社
株式会社エスライン	資生堂ジャパン株式会社	株式会社サン・ライフ
株式会社サックスパー ホールディングス	公立大学法人静岡文化芸術大学	サン電子株式会社
株式会社サガミチェーン	日本エス・エイチ・エル株式会社	株式会社エスユーエス
株式会社システム情報	株式会社ジャパンネット銀行	トレンドマイクロ株式会社
システムズ・デザイン株式会社	株式会社日本総合研究所	資産管理サービス信託銀行株式会社
株式会社システナ	近畿車輛株式会社	株式会社TSIホールディングス
太平洋セメント株式会社	株式会社北九州銀行	株式会社ツバキ・ナカシマ
大宝運輸株式会社	株式会社紀陽銀行	椿本興業株式会社
大幸薬品株式会社	株式会社弘電社	株式会社筑波銀行
大成建設株式会社	光世証券株式会社	株式会社ツクイ
大成ラミック株式会社	独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	株式会社ツルハホールディングス
大成ロテック株式会社	株式会社三重銀行	株式会社ツツミ
大成有楽不動産株式会社	株式会社南都銀行	株式会社テレビ朝日ホールディングス
大洋基礎工業株式会社	ネオファースト生命保険株式会社	株式会社コビテック
太陽誘電株式会社	株式会社大垣共立銀行	ウチダエスコ株式会社
高田機工株式会社	株式会社整理回収機構	株式会社内田洋行
株式会社タカギセイコー	株式会社ロイヤルホテル	株式会社UKCホールディングス
株式会社タカキタ	株式会社西京銀行	ユニフォームネクスト株式会社
株式会社高松コンストラクショングループ	札幌テレビ放送株式会社	ユナイテッド&コレクティブ株式会社
高松機械工業株式会社	株式会社島根銀行	株式会社ユニバンス
高砂香料工業株式会社	株式会社清水銀行	国立大学法人福井大学
高砂熱学工業株式会社	株式会社住友倉庫	公立大学法人兵庫県立大学
高島株式会社	株式会社東京スター銀行	国立大学法人宮崎大学
株式会社高島屋	株式会社山口銀行	国立大学法人徳島大学
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ	株式会社鳥羽洋行	国立大学法人筑波大学
武田薬品工業株式会社	東武鉄道株式会社	アーバンライフ株式会社
竹田印刷株式会社	東武シェアードサービス株式会社	株式会社アーバネットコーポレーション
株式会社タケエイ	株式会社東武ストア	株式会社ユー・エス・エス
株式会社竹中工務店	東武タワースカイツリー株式会社	株式会社宇徳
株式会社滝澤鉄工所	戸田工業株式会社	国立大学法人宇都宮大学
株式会社タクマ	株式会社トーエネック	株式会社バリューゴルフ
田中精密工業株式会社	東邦アセチレン株式会社	株式会社ブイキューブ
田岡化学工業株式会社	東邦瓦斯株式会社	株式会社ベリサーブ
株式会社TATERU	東北特殊鋼株式会社	株式会社ビューカード
株式会社TBK	特種東海製紙株式会社	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

TDK株式会社	株式会社東京放送ホールディングス	株式会社ビジョン
ティアック株式会社	株式会社東京ドーム	和田興産株式会社
テックファームホールディングス株式会社	東京エレクトロン デバイス株式会社	株式会社和心
テクマトリックス株式会社	東京エレクトロン株式会社	若築建設株式会社
株式会社テクノアソシエ	株式会社東京金融取引所	公立大学法人和歌山県立医科大学
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	東京瓦斯株式会社	国立大学法人和歌山大学
帝人フィルムソリューション株式会社	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	渡辺パイプ株式会社
帝人株式会社	東京ガス都市開発株式会社	独立行政法人福祉医療機構
帝人ファーマ株式会社	東京汽船株式会社	西日本建設業保証株式会社
鉄建建設株式会社	東京インキ株式会社	ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社
テンアライド株式会社	東京産業株式会社	ウイン・パートナーズ株式会社
天馬株式会社	東京製鐵株式会社	株式会社ウッドフレンズ
株式会社テクノックス	東京鐵鋼株式会社	ダブル・スコープ株式会社
株式会社テンポイノベーション	国立大学法人東京外国語大学	株式会社エックスネット
株式会社テラスカイ	東リ株式会社	八千代工業株式会社
テルモ株式会社	株式会社タカラトミー	株式会社ヤマダ電機
株式会社テセック	凸版印刷株式会社	株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム
株式会社愛知銀行	トレックス・セミコンダクター株式会社	ヤマエ工野株式会社
株式会社朝日新聞社	株式会社トリドールホールディングス	株式会社山口フィナンシャルグループ
株式会社阿波銀行	株式会社鳥貴族	国立大学法人 山口大学
株式会社岩手銀行	株式会社東祥	山喜株式会社
株式会社高知銀行	図書印刷株式会社	ヤーマン株式会社
株式会社名古屋銀行	東ソー株式会社	ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
ニューヨークメロン信託銀行株式会社	株式会社東天紅	株式会社ヤマト
株式会社中国銀行	東鉄工業株式会社	八洲電機株式会社
中国電力株式会社	株式会社東計電算	株式会社安永
第一フロンティア生命保険株式会社	富山化学工業株式会社	株式会社ヨコオ
第一生命保険株式会社	東洋刃物株式会社	株式会社ヨシックス
株式会社第四銀行	東陽倉庫株式会社	株式会社ユタカ技研
株式会社十八銀行	東洋証券株式会社	蔵王産業株式会社
株式会社福井銀行	東洋精糖株式会社	株式会社ザッパラス
株式会社THEグローバル社	東洋水産株式会社	ゼリア新薬工業株式会社
株式会社広島銀行	東洋ゴム工業株式会社	株式会社ゼロ
株式会社北越銀行	東洋紡株式会社	ゼット株式会社
株式会社百五銀行	国立大学法人 豊橋技術科学大学	象印マホービン株式会社
今村証券株式会社	株式会社トランザクション	株式会社図研
株式会社伊予銀行	東京湾横断道路株式会社	
株式会社日住サービス	株式会社トレジャー・ファクトリー	

A.4 KPMG Valuesについて

KPMG Valuesは、私たちのあらゆる言動の基礎となるプロフェッショナルとしての、また個人としての行動原則であり、世界中のKPMGメンバー・ファームの全構成員がこれらのValues（価値）を共有し、遵守することが求められています。これらにより、私たちは国籍や文化の異なるファームとも連帯感を持って、ともに企業の課題解決に取り組むことができます。

We lead by example:

自ら範を示して行動する

いかなる職階にあろうと、我々は、お互いが、そして企業が期待するものを明確に示すように行動します。

We work together:

チーム一丸となって活動する

お互いの力が最大限に発揮されるよう、強固でよい結果を達成できるような協力関係を結びます。

We respect the individual:

個人を尊重する

個人そしてチームメンバーとしての専門知識、スキル、経験を尊重します。

We seek the facts and provide insight:

事実を追求し、専門知識を提供する

既存概念を常に見直し、事実を見極めることで、客観的で信頼できるプロフェッショナルとしての評価を高めていきます。

We are open and honest in our communication:

オープンかつ率直なコミュニケーションを図る

情報、意見、アドバイスを頻繁かつ建設的に共有し、厳しい状況にも勇気をもって真摯に取り組めます。

We are committed to our communities:

コミュニティのための取組みを行う

責任ある法人の一員として行動し、コミュニティでの活動を通してスキル、経験、視野を拡大していきます。

Above all, we act with INTEGRITY:

そして何より、誠実に行動する

プロフェッショナルとして最高の水準を常に目指し、健全なアドバイスを提供し、独立性を厳守します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

www.kpmg.com/jp/azsa/

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.